

第 8 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 1 9 年 9 月 2 0 日 (木曜日)

議事日程

平成 1 9 年 9 月 2 0 日 午後 1 時 3 0 分開議

1. 開議宣告

日程第 1 一 般 質 問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 御崎漁港より、逢坂港までの湾岸道路の新設について
2	20	西山 富三郎	1. 市町村は最初の政府 2. 地方自治体の将来にとって大切な課題 3. 「実質公債費負担比率」の導入について
3	2	西 尾 寿 博	1. 大山診療所はどうか
4	8	岩井 美保子	1. 平成 18 年度収入未済額と不納欠損額について 2. 給食のあり方について
5	3	吉原 美智恵	1. 大山町子ども教育の現状と 10 年後のビジョンは
6	15	二 宮 淳 一	1. ごみ処理に要する経費の軽減について 2. 教育問題について
7	6	森 田 増 範	1. 若者雇用促進の積極的な取り組みを 2. 大山恵みの里プラン・町民総参画運動の展開を
8	13	小 原 力 三	1. 大山診療所（大山町国民健康保険）の医師確保について
9	16	椎 木 学	1. 少子化、統合、耐震工事をどの様に調整するのか
10	11	諸 遊 壊 司	1. どこまで進んでいるのか「道の駅」構想 2. どうか大山診療所
11	7	川 島 正 寿	1. 職員の就業時間管理について 2. 福祉計画について
12	4	遠 藤 幸 子	1. 生ゴミを堆肥化で減量 2. 防災意識の啓発を
13	14	岡 田 聰	1. 交通安全対策の徹底について 2. 小規模農家の存続にも配慮を

14	1	近藤 大介	1. 観光・物産のPRと情報収集を目的とした職員の海外派遣について 2. 税の減免制度を明確にし、適正な課税を 3. 通信教育に助成を
15	17	野口 俊明	1. 終戦記念日にサイレンの吹鳴を

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
1	18	沢田 正己	1. 御崎漁港より、逢坂港までの湾岸道路の新設について
2	20	西山 富三郎	1. 市町村は最初の政府 2. 地方自治体の将来にとって大切な課題 3. 「実質公債費負担比率」の導入について
3	2	西尾 寿博	1. 大山診療所はどうなる
4	8	岩井 美保子	1. 平成18年度収入未済額と不納欠損額について 2. 給食のあり方について
5	3	吉原 美智恵	1. 大山町子ども教育の現状と10年後のビジョンは
6	15	二宮 淳一	1. ごみ処理に要する経費の軽減について 2. 教育問題について

出席議員（20名）

1番 近藤 大介	2番 西尾 寿博
3番 吉原 美智恵	4番 遠藤 幸子
5番 敦賀 亀義	6番 森田 増範
7番 川島 正寿	8番 岩井 美保子
9番 秋田 美喜雄	10番 尾古 博文
11番 諸遊 壤司	13番 小原 力三
14番 岡田 聰	15番 二宮 淳一
16番 椎木 学	17番 野口 俊明
18番 沢田 正己	19番 荒松 廣志
20番 西山 富三郎	21番 鹿島 功

欠席議員（1名）

ところが、その回答はどうかといいますと、検討中ということで、なかなかするというを言っておりません。ですから、ここで町長の答弁をいただくわけですが、私がこの道路を是非必要だということにつきましては、こりゃもちろん、その道路を利用しての漁業の発展をみる、また産業道路の一つでもあるなというふうに感じるわけですが、その前に亡くなれました森長組合長が、「なんと道路が無いだけ、水害のときには、ごみが一杯へドロの中に入ってきてかなわんわいや」、それにユンボが入らんし、トラックが入らんから非常に困るということで、ところが、そのごみが一体どうなるのかと申し上げますと、ごみはテトラの中に入ると全部へドロになってしまう。そこで腐ってしまう。

ところが今の現在のへドロの格好をみてみますと、だいたいなだべではウニが採れてそれからのりが、岩のりが採れて、ところがテトラの上で魚つりもできよった。ところが今現在どうでしょう。へドロが溜まってしまって、ウニの漁もできなくなった、それから岩のりも付かなくなった。それから今ごろテトラの上に乗って魚つりをする人もほとんどいない、テトラ泥だらけだ。何があんたその中に魚が入ったり、それから沿岸の漁業ができると思いますか。こりゃ、大変ことだと思います。

ところが、森長組合長が言いよったように、「何と道路さえあればな。ユンボでそのごみを掻き揚げることできるし、そのごみをトラックに積んで運ぶこともできる」ということを盛んに唱えていたことを思い出しまして、昔はそれでも上げたごみをみんなしてかかって海岸べりで焼いたもんです。ところが今焼かせんです。持っていけ、どっか持っていけ、これも大変事です。第一、その引っ張り上げること事態が、ユンボが入らん、トラックが入らんということで、この道路は私は非常に大切だなというふうに感じて、ここに一般質問をするわけですが、もちろんこれから先の漁業といいますと、まず放魚せないけん。それにはアワビでもサザエでも去年の18年度の予算書を見てでも、だいたい稚魚の放流がされております。

ところがその放流をしても、そのごみがあったり、へドロが溜まっておったら、何ぼ放流してもみんな逃げてしまうし、死んでしまいます。せつかく去年18年度に20何万円という稚魚の予算が組まれておりますが、ところがきれいな海でないとそれは育たない。ところがきれいな海にするのはごみがあってはならない、ごみを捨てることをせないけん。ところがテトラのないときはどうかといいますと、テトラのないときには波がみんな打ち上げてごしよった。ところが、今へドロにみんな詰まってみんなそれがへドロになって泥になってしまった。こりゃいったいどげするだということが私は一番心配されるわけですが。

そういうことから、この道路は是非付けていただきたい。付けていただいて、きれいな海にしたいというのが私の願いでございます。ここに今、始まる前にこれを見ておったわけですが、要望の要望箇所として……

○議長（鹿島 功君） 沢田議員、沢田議員、ちょっとそれはまだ答弁しておりませんので。

○議員（18番 沢田正己君） ちょっと待ってごしな。そういうようなことで、これを今読んでおったわけですが、本当に町長の答弁としてどういう答弁がなされるのか、ご期待を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは沢田議員さんのご質問に答弁させていただきます。先ほど御崎漁港から逢坂港までの湾岸道路の新設についてのご質問をいただきました。

御崎漁港から逢坂港へ通じる港湾道路の新設についての要望につきましては、先ほどご質問にもありましたように旧中山町の時代から合併後の現在まで、毎年公共土木事業の要望、あるいは単県事業の要望として、その要望箇所の中に入れ、県に対して要望してきておるところでありますけれど、未だ事業採択には至っておりません。

ご指摘のように水産振興と漁業関係者の利便性を図る上での必要性は認識しておるところでもありますが、道路延長や橋梁の、橋を架けなければならない、こういった事業費が相当なものになるというふうに思われます。県としても今の厳しい財政状況の中でありまして、緊急性等を検討した場合、現状での事業採択は困難であるという回答をいただいているところではありますが、引き続きこの要望については取り組んでまいりたいというふうに思うところでありまして、以上です。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 今、町長の答弁を聞いて非常に困難であるということをお聞きしたわけですが、ところがこの道路につきましては、ほとんど河川敷を使うということで、土地代は要らない。ただ問題は甲川の橋であろうというふうに考えます。そうした場合に、普通の道路を付けておけば土地代とか何とか非常に困難な面があるわけなんです、ところがその道路については、ほとんど海の河川敷を利用してやっていただければ、土地代はほとんど要らないし、事業費はあるわけですが、問題は甲川の橋でございまして、もう一辺町長に答弁していただきますようお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 沢田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先ほど申し上げましたように、港湾海岸線は県の管理でもありますし、この道路については申し上げましたように、県に対して今要望してきておるところであります。そういった中で、先ほど申し上げましたように、非常に財政的な状況も踏まえ、なかなか難しいという毎年回答をいただいているところでもありますので、そういった沢田議員さんの思いも含めまして、またさらに要望を取り組ませていただくということになろうというふうに思っているところでありまして、以上であります。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 今の町長の答弁の中で努力しますという声をご期待申し上げまして、町長にもう一度頑張るという声を一言お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 沢田議員さんの思いをしっかりと伝えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議員（18番 沢田正己君） 議長、終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、20番 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 今回は3点質問いたします。メガネを忘れてきまして、ちょっと借りました。

最初の質問は、市町村は最初の政府である、この質問であります。あまり聞き慣れない言葉ですが、地方議員のわれわれ地方自治体こそこれが使命であります。

1956年(昭和31年)9月、新市町村建設促進法施行以来、市町村は基礎的地方公共団体と呼ばれ、それに対し市町村を包括する都道府県は、広域的な地方公共団体と呼ばれてきました。市町村は、最初の政府であるべきであります。市民、町民、村民であるわれわれが最も接近しやすい自治の機関という意味合いであり、その特色は、次の4点に要約されています。

第1は、身近さであります。市町村は人々の暮らしに最も近いところにあります。それは、単に時間的、地理的な身近さのみをいうものではありません。住民の声が最も届きやすいという意味で自ら治める自治、政治、行政の実践の場であります。

第2は、現場性であります。すべての施策の具体的効果が現われるのは、市町村の現場です。ここでこそ施策の適否ないし、有効性を最も的確に判断できるのであります。また地域や住民との接触、付き合わざるを得ないため苦労も多いところでもあります。

第3は、透明さであります。市町村では、住民の暮らしに密着した仕事がほとんどであり、いわゆる対人サービスが多く、その仕事振りが住民の目にさらされています。そのため開かれた透明度の高い行政運営を行わざるを得ません。公開と参加は当然であります。

第4は、先端性である。全国画一で縦割制度のやり方では適切に解決できない問題の発生を誰よりも早く気づき、その解決に向けて新たな施策を試みていくことができますから、ここは末端機関ではなく先端機関であります。地方自治体こそ先端機関であります。この4つの特色を十分発揮しようとするとき、市町村はいつそう自治体らしくなります。市町村が住民に最も身近な基礎的自治体で地方自治の基盤を形成する

という理由もそこにあります。

最初の政府として活動を住民起点に基礎づけようとするれば、暮らしの現場での住民自治の仕組みが大切であります。住民が地域の事柄に無関心のまま行政に管理され、行政に依存しつつ不平をいう関係から、自分の暮らしと地域の暮らしを結びつけ、問題をできるだけ自分で論議し、行政と協働して解決策を考案していく関係に転換していくことが大切であります。

さてそこで一つ、補完性の原理・原則をどう理解していますか。ヨーロッパ地方自治憲章は、1985年において実質的に適用され、世界地方自治憲章2000年において文言として明記されています。

二点目は、地方自治法第2条第3項と第5項の事務処理は現状では不十分であります。全国町村会ではどう取り組んでいますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは西山議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、補完性の原理、原則をどういうふうに理解しているかというご質問でございます。大変難しいご質問であろうというふうに考えておるところであります。補完性の原理とは、平成の大合併が進んだわけではありますが、地方分権を推進するうえにおいて、事務事業を分担する場合に、まずは市町村、今議員の言われます「基礎的自治体」、これを、そして次いで広域自治体、県、これを優先し、さらに広域自治体も担うに適しない事務、これを国が担うこと」ということで、基礎的自治体、市町村であります。これを最優先の原則を実現できる体制の構築だと理解しておるところであります。これは、国が目指した平成の大合併で求められたものと解釈しているところでもあります。

次に、地方自治法第2条第3項と5項の事務処理は現状では不十分であるが、全国町村会ではどのような取り組みがなされているか、というご質問でありました。具体的には「県」と「市町村」の事務処理体制のことというふうに考えるところではありますが、全国町村会におきましては、地方六団体の協力体制の中で、地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。それと同時に、文化や産業などの面でも地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。」としておりまして、基本原則に、1点目、地方にできることは地方が担う。2点目、自己決定・自己責任・自己経営。3点目として自立と連帯。4点目として、二重行政の解消、これを挙げております。それを目指すべき具体的な成果として、5つほど挙げておりまして、消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化、2つ目として、国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・

財源を移譲すること。3つ目として、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化。4つ目として、自治体の自立と連帯を進める「地方共有税」の導入。5つ目として、仮称ではありますが、地方行財政会議の法律による設置をすること、以上のようなことを「骨太の方針2007」に盛り込むようを全国町村会として求めているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） だいたい同感ですが、もっと分かりやすく言いますとね、補完性の原義というのは、法的責務は一般的に市民にもっとも身近な行政主体によって行われるべきだということです。だから、国や県より先に市町村が仕事を行わなければいけませんよというのが、補完性の原理ですね。それで同じような言葉に、市町村優先の原理というのがありますし、ニヤイズベターというのがあります。このような趣旨でございしますが、私はですね、町長に何故ここまで地方分権が進まなかったかという阻害要因は何だったかということを知りたいと思うんです。

で、町長もご承知のように、わが国は戦後民主主義になったわけですから、昭和24年には、有名なシャープ施設団が来てですね、3つの三原則というものをその当時の国に出しているわけです。3つの三原則、これが出ているのにですね、これまで投げておいたということですね。3つの三原則の一つは、責任明確化の原則ですよ。市町村は県や国にばかりお願いしてですね、一番大事なところが、一番関与を借りておいたでしょ、責任明確化の原則ということをやったんですね。それから次にはですね、能率の原則、私は極論かもしれませんが、県なんかはいらなと思っていますよ。市町村こそ大事だと思ってる。

それからですね、何回も言いますが、地方自治尊重ないし市町村長を原則尊重しなさいと言ってるわけですね。これなのに今までですね、地方自治が進まなかったということはですね、その要因は何だったのでしょうか。

それからですね、えー、2問目はこの程度にしておきましょう。また次に。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、大変私にとっても難しいご質問だというふうに思っております。何故地方分権が進んで来なかったということではありますが、私も学者でもございませぬし、そこまで勉強もしていないところではありますが、いずれにしても明治以来ずっと中央集権という形で、国が主導して国づくりを取り組んできた経過があるわけでもあります。特に戦後、あゝした敗戦を迎え、その復興に向けて一丸となって一つの目標を国が定める中で、みんなが取り組んできて、今の繁栄もあるというふうに思っておりますが、逆に今そうして一丸となって取り組んできて、中央の指導の元、取り組んできた結果として、地方がそういった意味では自分で自分の地域を作っていくという意識、そう

いったものを持つことに少し意識が目覚めるのが、遅くなってしまってるというのが今の現状ではないかなというふうに思っております。そのことによって、国全体が疲弊しつつある。そういった中で、今改めて地方それぞれの課題をそれぞれの地域の皆さんが、自分の力で盛り上げていくことによって、国全体が発展していくんではないかというふうな考え方の中で、今地方分権というものが、叫ばれているんじゃないかなというふうに思っているところであります。先ほど来ご指摘のように、まずは本当に特に市町村、身近な住民の皆さんの声を直接聞けるその地域の課題をその行政として直接対応できるような体制にしていくということが、そういう意味では、本当に政治に対して行政に対して、住民の皆さんが身近に感じていただき、また一緒になって力になっていただけることにつながるんじゃないかというふうに思っておるところでありまして、そういった意味では今目指している国の方針としての地方分権の方向というのは、これは喜んで進めていかなければならないことだというふうに思っております。ただ、反面われわれにとっても大きな責任が逆に課せられるということになるわけでありまして。これは行政を預かるわれわれだけではなくて、やはりそれを支えていただく住民の皆さん、一人ひとりがやはり広い視野の中でこの地域をどうしていこうかと、その中で自分はどう関わって対応していこうかということを広い視点で考えていただくこと、そのことが成熟していかないと、なかなか進まないことだというふうに思っておるところでありまして、そういう意味ではこの地方分権というのは、われわれ行政でもありますけれど、それぞれの住民の皆さん、一人ひとりの力量も問われていく、そういった時代ではないかなというふうに感じているところであります。

答弁には、なかなかないかもしれませんが、私の所感を申し上げて答弁にさせていただきます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 先ほども申し上げましたように、昭和24年にシャープに勧告されながら、国が動いたのは、平成5年ですよ。平成5年の6月に衆議院と参議院が地方分権に関する決議を行ったんですね。それから平成11年の7月に地方分権一括法が成立し、475本というとてもない法律の改正を行ったんです。このとき私は名和町の議会の議会活性化特別委員長でした。それでね、475本という途方のない法を改正した。それは上下始終の関係から大量、対等協力となり、ほとんどが2000年から平成12年から施行されたんですね。それで機関事務の廃止というのもひとつです。機関事務を県と市町村に押し付けて、国が仕事をさせておったわけです。下請け機関だというわけですね、われわれは。その数が、県は377本約8割、市町村では183本、約3割から4割、このようなことを押し付けられておったんです。自立性なんてもんはあったもんじゃなかったわけですね。本来、国の所掌事務というふうなのはですね、外交、防衛及び安全保障に関すること、それから通貨、

お金ですね。公定歩合、厚生取り引きの確保など、16項目ぐらいあったんですよ。今地方制度調査会の中で、国と地方の事務の調整ができつつありますが、総務課長、自治事務と法定受託事務になりましたが、これがどれくらいかは分かるんですか。今日は、このたびはこのへんで。

○議長（鹿島 功君） 総務課長にはありませんので、答弁の資格は。町長。

○町長（山口隆之君） 総務課長、ご指名でございますので、総務課長に答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの西山議員さんの質問にご答弁させていただきたいと思いますが、具体的な件数については把握しておりませんが、現在国から法定受託事務ということで、わが町でやっていますのは、年金の関係、それから外国人登録、戸籍事務、国政選挙、児童手当の特例給付、特別児童扶養手当等の事務、自衛官の募集事務、統計調査等ということで主にやってるのはこの程度だと思っております。件数としては把握できておりません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） この質問はこれで最後にしますから……。あのね、私はその陳情行政というものは好かないのです。町民の人や国民の人、県民の人の陳情は、法で保障されてますから大いに陳情請願あっていいですよ。ただですね、住民が議員に頼み、議員が町長に頼み、町長が国に頼むというふうなですね、こういう古い流れがあって……。

○議長（鹿島 功君） 西山議員、次の質問に移ってください。

○議員（20番 西山富三郎君） いやいや、補助金のことを聞くんですよ

〔「もうちょっと、頑張れ」という声あり〕

○議員（20番 西山富三郎君） 分かりました。そういうことですね、地方自治体の趣旨として陳情行政をあなたはどう思われますか。

○議長（鹿島 功君） 西山議員、今注意したのは、3回になる同質問になりますので、本件につきましては、時間のこともありますし、数の多い質問者がおられますので、会議規則第55条の規定によりまして発言を控えていただきますようお願いいたします。次の質問に移ってください。

○議員（20番 西山富三郎君） 分かります。時間は約束しておりますので、あまり長くしたらいけません。次の質問に入ります。

次の質問は、地方自治の将来にとって大切な課題というタイトルであります。

1点目は、代表機関、首長と議会の自己決定権の拡充、2点目は代表機関との関係における住民自己決定権の拡充、これらをどう具現化するのかということであります。3点目は、本年5月30日、地方分権改革推進委員会は、地方政府という言葉を使っ

てきました。従来の基礎的自治体から変化しつつあるものとして、基礎自治体として位置づけました。自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備する必要があると指摘しております。どのような認識ですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西山議員さんの質問に答弁させていただきます。地方政府ということに対応する言葉として、中央政府という言葉が挙げられるというふうに思います。すなわち、「国」と「地方」が対等な立場に立つことではないか、そのために、これまでの政治の中で実現し得なかった「地方の税財政基盤の確立」が最も重要なポイントであるというふうに考えておるところであります。地方六団体としても、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とする地方税源の充実強化が重要だというふうにいたしております。

そのことによって、住民に最も身近な地方が主役になり、国から自立し、地方の代表機関、今ご指摘の首長や議会であります。そういったものが本来あるべき政策決定機関となり、自主経営を貫くことができるようになるのではないかとこのように考えるところであります。住民の自己決定権の拡充については、代表機関の持つ情報の共有化と住民参加の促進が重要なポイントとなろうと考えております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 私はここではね、町長と議論をしたいのは、新しい公共の発見ということを言いたいわけです。新しい公共の発見、あなたも兼がね言っておりますけれど、これからの大山町の基盤を強くするためには、元の庄内、名和、御来屋、光徳、大山、所子、高麗、上中山、下中山、逢坂、これらの地域の住民があなたが先ほど答弁されたように、自治意識に目覚めてこそ町は成り立つと思います。今国の方がですね、道州制においてるようですけれど、9つか13にするんだと、仮に、道州制になったとしてもですね、自分たちの生まれた中地域がしっかりしないとそれは絵に書いた餅のなるだろうとと思っているんですね。で、私はやっぱり庄内でも名和でも御来屋でも光徳でも、大山、中山ですね、DNA、遺伝子があると思うですよ。古い、歴史、伝統、地域が育んできた文化、歴史、大事なものが先祖代々つないでいると思いますね。これを活かした町づくりこそが、道州制であれ、地方分権であれ、基礎だと思えるんですね。それで私は昨年9月議会、この議会です、地域自治体の取り組みを考えてますか、と町長に質問いたしましたら、調査研究すると言いました。それから自治基本条例のことも質問をいたしております。その時のあなたの答弁は、自治基本条例はですね、法律的体系の整合性への疑問も指摘されており、さらに検討したいとのことでした。北栄町は自治基本条例を制定しています。南部町は、地域振興云々を制定しております。今年の新年度の予算には、いくらか調査研究費が

ついているはずですが。庁舎内部で議論が進んでるんですか。あるいは、策定委員会とか専門的な委員会とかを立ち上げて、そういう新しい公共空間を作ろうとするお考えはありませんか。あなたは議長と町長の対話の中で、議会だよりの中で特集を組んでいただいて、将来は10ぐらいになるのがいいんじゃないかと言ってますよ。お考えをお聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西山議員の再質問に答弁させていただきます。先ほど来、地方分権の受け皿としての地方自治体の役割という先般質問がございました。そこでも、答弁申し上げましたが、やはり最終的に大きな力になってもらわなければならないのは、やはりそこに住む住民であろうというふうに思っております。住民に身近な行政を担うそのやっぱり役割として、役所あるいは議員だけではなくて、その一人ひとりの住民の皆さんが、やはり大きな力をもって意識をもって活動いただかなければこれは成しえないことだろうというふうに思っております。今回も大山町、3つの町が合併をいたしまして、広くなりました。そういった意味では範囲が広がったことによって行政の役割というのは確かに多くなってまいります。

しかしながら、同じような行政の役割を担っていたのでは、財政的にこれは続くはずもないということでありまして、そういった中で今まで国とあるいは地方の役割といたしましたが、行政と住民の役割というの、この機会に見直していかなければならないというふうに思っております。特にさらに大きくなって道州制ということになれば、そのことが余計求められてくるのではないかなというふうに思っております。

したがって先ほど来、ご質問がありますようにその地域の皆さんが、自分たちがその地域の課題をどういうふうにして取り組んでいくか、意識をもって取り組んでいく、そういった体制づくりなり、意識づくり、意識づけ、こういったものに取り組む上で、今ご指摘のありましたような旧町村、まあ昭和の合併以前でありますから、10ぐらいの地域であります。こういった地域っていうのは、一つのその範囲としておっしゃるように昔ながらのつきあいもありますし、文化や歴史を築いてきた、そういった経過があるわけでありまして、一つのその組織に成り得る範囲かなというふうに考えておるところであります。

そういった中で、身近に、より身近にそういう意味ではより身近に近所付き合いをする中で、まず自分たちができることを自分たちの責任の中でそれに取り組んでいく。そういった中でそれを行政が補完をしていくという形になっていけば、もっと行政もスリムになり、そして住民の皆さんもいきいきと暮らしていけるような町になっていくのではないかなというふうに思っております。そういった中で、今年度本町としても、そういった取り組みをしていくうえでの組織作りとして、あり方とし

て、こういった形がいいのかということはこの春から一つの今年度の課題として、取り組むということをお願いさせていただいたところであります。まあ取り組みの状況につきましては、企画情報課の中に担当者をおきまして、今鋭意その取り組みをしておるところでございます。まだ十分な取り組みは進んでおりませんが、先ほど議員さんご示しされました南部町とかあるいは日南町とか、いろんな県内の状況等、こういったものを調査をしながら、今これから町内この大山町にあった組織のあり方、あるいは事業の進め方は、どういう方がいいのかということは今検討に入っているという状況でございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 先ほど町長の答弁で、地方政府は中央政府と対比するというをおっしゃいましたので、対面しているわけですね。そこでこれ質問にも出しておりましたけれど、政府と呼ばれるには、立法、行政、司法の3権を持った当自治体のことですね。私はここにですね、自治行政権、自治立法権、自治財政権、自治財政権はあなたが答えられました。5対5にしようと思えば、6兆減以上の財政を国に要求しなければならない。まあ自治財政権はいいですよ。私たちは議員ですから、ここで一番議論しておかなければなりませんのは、上書き権という、上書き権という書き換え条例の制度化をやってもらわんといけんわけです、あなた先ほど立て並び、とにかく画一的な自治体ではいけないので、国が作った自治体をですね、いや条例を、法令を町村にあったように変えていくのが、書き換え権という、そういうものまでですね、地方6団体は与えてくださいと言ってるんですよ。地方行政権、自治立法権について私はその書き換え権なるものが今大事です。書き換え条例の制度化、町村会ではどう認識していますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、ちょっと私もそこまで勉強はしていません、申しわけございませんが、いずれにしても国と地方が対立ということではなくて、対等というふうな思いであります。対等にそれぞれの役割を責任をもって担い合うということが、地方分権の主だと思っております、決して対立するというような考えではないというふうに思っておりますので、改めて申し上げておきます。

そういった中で、今国の法律、これをそれぞれ市町村にあったような形に書き換えるということでありました。まあちょっと私もそこらへんの手法、まだこれから学ばせていただかなきゃなりません、そういった意味では町村会でもそういった議論はしていませんけれど、いずれにしても国から今法律等のいろんな分を通達ではなくなっております。ですから法律というのは当然国の憲法なり法律はあるわけでございますけれど、その範囲の中で、それぞれにあった自治体の条例等制定できるわけであ

りますので、それはあくまでも、そういった条例制定権はそれぞれの自治体にあるわけでありますから、それを大事にしなければならないと思っておりますが、余計、逆に国から定められる準則、あるいは県から定められる準則を基に、そういった条例を定めるのではなくて、おっしゃるように、住民の皆さんの要は意見を集約する中で、本当に地域の自治体にあった必要な条例等を住民の皆さんと一緒にある意味で力を合わせて作っていき、みんなでそれを守りながら町づくりをしていくということが求められていきます。そういった意味では、それぞれの自治体に補正能力というものが必要になってくるということでありますので、今そういった面に関しても、職員を研修に2年、2年目になります、出させておるところであります。そういった取り組みもこれからそれぞれの自治体、自分の責任の中で取り組んでいく課題になってまいりますので、われわれとしても一生懸命そこらへんも取り組みを強化してまいりたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、次進みます。最後の質問をいたします。

実質公債費負担比率の導入について質します。政府は地方債の改革について地方の自主性、自己責任の強化を強調し、国の許可制だった自治体の地方債発行を協議制とし、国の同意がなくても議会の承認で発行できるように自由化しました。この自由化に伴って、地方債の信用を維持する目安とする財政指標の一つとして、2006年度途中に実質公債費負担比率が公表されました。

実質公債費負担比率は、国がこれまで起債を許可する際に用いていた基準、起債制限比率を見直し、従来考慮されていなかった下水道など、公営企業の借金返済に対する一般会計からの支出も算定に加えるなどして、財政の実質が反映されるようにしたものであります。実質公債比率が18%以上の場合は、従来通り地方債発行、発行に国の許可が必要です。公債費負担適正化計画の策定も求められます。25%では一部単独事業の起債が制限されます。実質公債費比率は、総務省が準備しています自治体破たん法制で自治体に警告を発する指標に使われる可能性があるとされています。

一つ、実質公債負担比率、算式ですね、実質公債負担比率算式を問います。二点目、分母を小さくする地方交付税削減の影響がうかがわれます。農山村が高いのは、その影響ではないですか。3点目、ちなみに県下の市町村の数字を示してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは西山議員さんの3点目のご質問、実質公債比率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず始めに実質公債費比率の算出の仕方についてであります。分母は、大まかに申し上げますと、地方税収入と地方特例交付金、普通交付税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税それと交通安全対策特別交付金を加えたものが標準財政規模であります。

が、この数値から普通交付税で措置されている公債費の額と、特別会計に繰り出されているとみなされる公債費などを差し引いたものであります。

分子は、普通会計の公債費と、特別会計の公債費などを足したものからこの償還に充てられた特定財源及び普通交付税で措置をされている公債費の額と、特別会計に繰り出されているとみなされる公債費などを差し引いた数値であり、この数式で算出された率の3カ年平均の数値が「実質公債費比率」であります。

なお、「特別会計の公債費など」という言葉を使いましたが、この中には、西部広域行政管理組合が施設整備のため借り入れした公債費の償還部分なども含まれております。

次、2点目のことでもありますけれども、議員さんもお承知のとおり、交付税の見直しの中で、定住人口を優先とした算定がなされております。

しかし、鳥取県や本町のように人口の少ない地方には条件不利地域に対する配慮もありまして、本町では平成19年度は、平成18年度に比べて1億1,903万8,000円の増となっております、一概に農村地域が高いとは言えないと思いますが、このような有利な制度が適用されるような行政運営にも努めていきたいと考えているところであります。

3点目の県下の市町村の比率であります、先般のマスコミの報道にもありましたように、県下19市町村のうち、18%以上で起債の許可が必要な団体が12市町、最も高かったのが日野町で29.4%、最も低かったのは岩美町で14.0%であります。西伯郡におきましては、南部町が17.9%、伯耆町が19.5%、日吉津村が15.8%、本町は16.6%でありました。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あのう、執行部の皆さんは事務屋さんですからね、私何かより、分母とか分子については詳しいですね。私が知っている範囲ではね、Aは地方債の元利償還金です。Bは地方債の元利償還に準ずるものです。CはABに充てる特定財源なんですね。Dは基礎財源事業に算入された地方債の元利償還金です。それからEがですね、標準財政規模ですけど、これは読めますけれど、この分析を一つ一つするのは事務屋さんの方が得意ですから、今の答弁でよしとしましょう。

しかし算式はですよ、 $(A+B) - (C+D)$ パー $(E-D)$ 、こういうことがですね、この辺までしか私たちは分かりませんが、皆さんはですね、事務屋さんですからそれがよく分かります。

そこでね、もう終わりにしようと思いますが、片山鳥取県前知事がですね、鳥取県前知事が、地方制度調査会のですね、副会長に就任されております。勝手なことを言いますと私はあの人は総務大臣の方がいいと思ってるわけですけど、そこで……

〔声を大きくしてよ〕と呼ぶ者あり〕

○議員（２０番 西山富三郎君） 聞こえんかな。聞こえませんか。申し訳ないですね。そこでね、私ども議会が自治法上、自治法上ですよ、議決する項目は２６１あるわけですよ。２６１項目私たちは大小兼ねてですね、議決する権限を与えられておるわけですよ。あなた方も提案する権限を与えられているわけですね。

そこで夕張の破綻問題についてですね、片山知事はですね「あれは首長も悪いけれど、一番悪いのは、議員が悪いんだ。」こういうふうに言ってますね。それから、議員が悪いのがですね、どこどこが悪いかと言いますとね、１０点にわたってこういうことすら議会は知らなかったと怒ってるわけですね。これは議決権の対象になりますから、あなた方も尊敬しておられた片山さんですし、お世話になった片山さんですから、私も申し上げておきたいと思いますがね、地方自治法第９６条第１項、これすらあまりしゃんとしていない。それから２点目はですね、地方自治法２３０条第２項、地方債のことまでむちゃくちゃだった。それから地方自治法２１４条はですね、債務負担行為だと。それから地方自治法第２４３の３はですね、政令の委任だ。それからですね、公有地の拡大の推進に関する法律第２５条、土地開発公社に対する債務保証法令に対する政府の財政援助の制限に関する法律、このようなことも知らずにですね。あそこ、夕張は破綻したということ。それでね、町長さん。公明正大情報公開が世の中ですから、財政の通信簿、財政の通信簿ね、米子市なんか、各会場でですね、説明会を開いていますね。われわれ町民の運命はですね、難しい言葉を使えばこうですよ。数字に凝縮された住民の運命ですよ、数字に凝縮された住民の運命、１００億円の町予算、この中に命が凝縮させられているんですよ、生命と財産が。だから財政の通信簿をですね、法的には年に２回はしなさいと言ってるわけですよ。役場も文章で２回はしてるわけですよ。それみたってなかなか分かりませんよ。座談会等を開いてですね、財政の通信簿をですね、皆さんと座談会を行なうようなことは行なわれたらどうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきます。今回ご質問のテーマはだいたい一本の線に通ってるのかなと思っております。住民参画、住民共同の町づくり、これに関する質問かなというふうに思って受け止めさせていただいておりますが。その中で一番大事な課題であります要は財政、町の財布、懐だろーというふうに思っております。

このことをわれわれとしても、もちろんそれをご審議いただく議会の皆さんもそれを踏まえた中で議論をしていかなければ、それこそ夕張のような夢を追いかけるだけでは結果としてみんなが路頭に迷うということにも成りかねないわけでありますから、やりたい思い、いろんな私自身も思いがありますし、議員の皆さん、そして町民の皆さんにもそれぞれ町づくりに対していろんな願い、思いがあるわけでありますけれど

も、やはり限られた財源の中でその夢、思いをかなえていくということを大事にしなければならぬということだろうと思っています。そういった意味から、自分のことだけではなくてやはり町全体の状況をやはり、常に情報を皆さんにもっていただきながら、考えていただくということをわれわれも取り組んでいかなきゃなりませんし、議会とも一緒になって住民に皆さんのそういった思いになっていただくような取り組みもしていかなきゃならないことだろうというふうに思っております。その中で今の財政状況というものを、住民の皆さんのお知らせをして、理解をいただく場を持つということでもあります。大変重要なことだろうというふうに思っております。今言いましたように、今情報、財政も公開ということで、年2回財政状況等職員の給与とかいろんな財政の状況等は公開をしております。広報にも載せておりますし、またホームページでもその都度公開をするということで情報出しておりますけれども、正直申し上げまして、なかなか自分の家の家計簿はある程度は関心があるんですが、なかなか町財政全体の状況というのは、なかなか関心が及ばないだろうと。それこそ先ほどありましたように、行政にあるいはわれわれが昔県や国に頼ったのと同じように住民の皆さんもやはり町に頼めばいいという、そういった思いがまだまだ今までの流れの中であるわけでありまして、そうなるとうちでも思いは伝えるけれど、その思いを実現するためにはどうなのかというところの踏み込んだやはり町づくりの中の参画というのはなかなか進んでいないのが状況だというふうに思っております。今いろんな意味で情報を公開をしながら、その情報を元にみんなで議論をするという町づくり、これが大事な方策でございますので、取り組んでおりますが、そういったその財政に向けての町の財政をご説明し、意見交換する、そういった場面を作っていくかどうか、これが必要性は感じておりますが、住民の皆さんが関心を持って寄っていただかなければ何もならない話でありますし、その辺は少し町で研究してみたいと思っておりますが、いずれにしても実は行財政改革、今審議会等からも答申をいただき、そしてわれわれ内部でいろいろ協議をしながら行財政改革の取り組み今進めようとしております。そういった中で特に住民の皆さんにもご理解いただいて取り組まなければならない、そういった課題もいくつかあるわけであります。そういった意味で住民の皆さんや議会の皆さんにも、その内容等をお示しをし、そして高所大所にたつてその改革はどうなのかという議論をしていただく場を持たなくちゃならないというふうに思っております。それをどういった形でやるかでありますけれども、いずれにしてもその裏返しにあるのは財政でありますので、そういった機会をとらえながらまた住民の皆さんに情報をお示しをしご意見をいただき、そしてさらに一層関心を寄せていただくような場を作っていく努力をしてまいりたいというふうに思うところであります。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩したいと思います。再開は2時40分です。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次に、2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 私は通告どおり、大山診療所はどうか、兼ねがね、財政面、あるいは医師、看護師不足の問題があると思っておりました。そこで、新聞などで近頃いろんなことが言われてきました。また、このたびの新聞では、センセーショナルと言いますか、皆さんがびっくりされたと思います。「大山診療所ピンチ、医師確保目処立たず」とこのような新聞の中に、発表されたということで皆さんびっくりされたと思います。私は6月定例会のときにですね、実は岡田医師が辞められる旨、聞きました。一生懸命探しておると。次の医者、お医者さんがですね、おられないかなというようなことを聞いております。そこで読ませていただきますと、「その中で昨年、鳥取県自治体病院開設者協議会」というのができて、医師や医療関係者が合同で、医師不足の解消を目指して意見交換会などを行っているようです。医師不足は全国的な問題で特に山間地、離島などは最も深刻な問題になっている。大山町もまさにその見本です。」新聞にもあります。9月5日の日本海新聞に「大山町診療所ピンチ」と大きく載っておりまして。大山町の岡田医師は、9月いっぱい退職されるとのこと。これが出たすぐあとにお知らせとして大山町診療所の医師交代と午後休診のお知らせと、このようなものが出ておりました。代わられて9月18日から来られるのは芦田先生と。以前おられた先生だと聞いておりますが、70歳だということなのでどうなのかな、体力的に大変なのかな、午後休診というようなことになっております。そこで、大山診療所の中で他に4つ診療所がリハビリとですね、4つあります。私は6つの質問をいたしたいというふうに考えておりますが、もう一つ付け加えて実は後で申し上げたいと思います。

医師は、特別職の中でも一番の高給ではないかと思っております。これは皆さん同じ意見だと思います。4人の医師が大山町に勤務されています。給与の総額と手当てなどの内訳を示してください。そしてたとえ高給優遇しても必ず、受けてくれるとは限らないのが実態にあると思います。「鳥取県自治体病院開設者協議会」でどのような問題点が話し合われたのか。もし、後任が決まらない場合、どのようにされるのか。急遽出てましたこの芦田先生も来年の3月までは何とかしてやるというような、ピンチヒッター的な感じではないかなと私は考えております。またこの大山診療所の中に、一般病床10床、介護型療養病床9床ございます。この病床利用状況と、当直は大変だろうというふうに考えますが、これをどのようにしてるのかな、そして全体的な話ですが、大山リハビリセンターと大山診療所は赤字経営になっています。本償還金、こ

これは実は通告してませんが、この大山診療所は、本年度から償還が始まる。2,300何十万円だったかな、出ておりましたがそれがですね、いつまで続いてこれがずっと同じ金額で推移するのか、またピークがあるのか。このようなことを通告しておりますので、それを答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは西尾議員さんの大山診療所についての質問に答弁させていただきます。

まず最初に、大山町に勤務していただいております4人の医師の給与の総額と手当ということではありますが、先ほどご質問でありましたが、医師は特別職ではなくて一般職でございます。その辺はご理解いただきたいというふうに思いますが、その一般職の医師であります。平成18年度の4人の医師の給与の総額は、2,152万1,799円でございます。また、手当は管理職手当が172万1,715円、扶養手当が43万8,000円、通勤手当が13万5,600円、期末・勤勉手当が932万2,507円、地域手当が45万1,503円、診療手当が654万円、初任給調整手当が968万6,400円、往診手当が373万890円でありまして、この4人トータル平均いたしますと一人当たりだいたい1,200万から1,300万ぐらいな、トータル的になるのかなというふうに思っていますが、そういう状況であります。

次に「鳥取県自治体病院開設者協議会」で、どのような問題が話し合われたのかというご質問であります。大山町におきますのは4つの診療所でありまして、開設しておりますのは、病院は開設しておりませんので、「鳥取県自治体病院開設者協議会」の会員ではありません。従いまして、その協議会には出席はしておりませんが、その8月に開かれた協議会の総会后、その状況を確認を致しましたら、総会后、「医師不足の中での機能分担と自治体病院の役割」というテーマで意見交換会が行われ、自治体病院の役割や病院経営の問題点などについて話し合われたというふうに聞いておるところであります。

次に大山診療所に後任の医師が決まらない場合はどうするのかというご質問であります。大学など町と関係の深い医療機関をはじめ、県の医療政策課に医師派遣をお願いするなど今さまざまな方法により全力を挙げて、医師確保に取り組んでいるところであります。

次に大山診療所の病床利用状況についてであります。平成18年度の利用状況は一般病床が10床のうち月平均7.0床、介護型療養病床は9床のうち月平均7.3床の利用ということになっております。また、大山診療所の入院にかかわります当直であります。看護師が毎晩一人ずつ交替で当直勤務を行っております。

最後に平成18年度決算で赤字になっております大山ロリハビリセンターと大山診療所の赤字の原因についてでございます。大山ロリハビリセンターは、平成18年

3月までは、リハビリテーション治療の医療保険の適用が無制限でありましたが、診療報酬の改正によりまして、平成18年4月からは最高180日に制限が成されました。この影響によりまして収入の減少があり、さらに平成18年度から建物の元利償還が始まり支出が増加したことが大きな原因となっております。また、大山診療所は平成18年度から医療機器の元利償還が始まったことが大きな原因であるというふうに考えておるところでございます。なお、詳しい数値は持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

〔「元利償還の数字はないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） じゃあ改めてお願いしておきます。元利償還金のピーク、あるいはいつまで続くのかということをお聞きします。そして、岡田先生が辞めたいと言われて私が聞いたのが6月の定例会なんですけど、1年半で辞めております。辞めるということなんですけど、実は最初にこの話を聞かれたのはいつなのかなど。医者というのは、この答弁では看護師が毎晩一人当直されておることになっております。しかし、病床持っている限り、医師が一人なわけですから、なかなか完全休日が無い、あるいは心の安らぐ日が無いというようなことも考えられるわけです。まずこの通知をされたのはいつかなどか、大変な話を聞かれたんではなかろうかなど、辞める理由に対してですよ、そしてこの財政がこれから圧迫される、あるいは修理が増えていく、自治体のこの診療所の経営の中でも、両立、この大山診療所の場合は平成16年度に新しくされてですね、実は、旧他地区の方から言わせるとですね、駆け込みではないかなど、私このような話はしたくありませんが、というようなこともあったりします。

しかしながら、すでに入っておられるような方はどうしようもありませんので、これをなんとかしなければならんんじゃないかなど、私はそのように考えます。しかし、その中で、このような問題点が出てきます。医師の給料も実は給与も聞きました。全部合わせてどれくらいになるか、今さっと計算してませんが、私の計算したところによりますと、間違いだったらごめんなさい。岡田先生に対しては1,000何百、1,500万近いお金がですね、この勤勉だとか、あの辺で相当入ってるというふうに思っております。そしてもう一点言いますと、この介護施設型療養床が9つあって、実は月平均7.3使ってるというふうになっています。これがですね、今の介護特養化になってきて、ずっとそこにおられるような状況になってはいないのか。こうなりますと、また話が少しずつ変わってくるわけです。この間の議案101号の中で教育民生の発表が今日ございましたが、実はこの医療問題は国がですね、老人からお金をとれる、あるいは保険医療がどんどん上がる中で、確実に年金などから国が出すお金の中から実は引き落とすという、確実に取れる財源の一つだと言われてですね、老人は

これから大変な時代になっていくというふうに予想されます。そうした中でこの財政問題も絡めながら、町長のこれからの指針、あるいは町長が基本計画の中で、老人医療あるいは老人介護は手厚くしたいみたい話をされています。

ところがこれはですね、18年度から、大山町総合計画の中で出ていますけれど、早速このような具体的な話が出てきたわけですから、この先ですね、例えば老人がですね、安心してできる、この地域の方がもう当てにしていますから、この辺ではっきりとこのようにサービスで自治体としてやるような方向性が具体的に見えるような話をですね、実はしていただきたいと私は思うわけです。そのあたり4点ほど言いましたが、お答えできるでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、ちょっとポイントが外れるかもしれませんが、できる限り答弁させていただきます。

まずは大山町診療所の償還の状況、ピークも含めてということではありますが、数字的なもの、通告にございませんでしたので用意いたしておりませんが、担当の事務局長が持っておれば後で答弁をしたいと思っておりますので、あとで答弁させます。

まず、最初に岡田先生、2年6カ月でございます。お世話になっております。そういった中で非常に熱心に実は芦田先生の後を受けて診療していただきました。で、先ほどの広報のお知らせ版の中で、芦田先生になって、午後休診ということになりますというお知らせもしておりますが、実は芦田先生ときは午後はずっと今まで休診でありました。しかしながら2年目から岡田先生が、できれば午後も診察をしたいというお申し出をいただきまして、職員と協議をする中で、何とか対応ができるなら頑張ろうということ、実は入院を負っていますので、午前だけを外来診察ということにしておったわけではありますが、少し時間が取れるということで、午後も診察しましょうということ、2年目の春からだったと思っておりますけれども確か、午後の診察も始められました。さらに入院設備もお持ちですけど、まあ入院患者はいらっしゃいますけれど、だいたい医者というのはやっぱりよく患者を診ておられますので、夜中でも急変がありそうとか何か、問題があるというのはいたい分かるということで、そういった場合にはきちっと対応するというので、病院の近くではなく、自宅の方からそういった連絡を取りながらの対応してきておられましたので、土日も含めて全部自分が頑張るということで意欲的に取り組んでいただいていたところでありまして、非常に感謝をしておりますし、そして大山診療所にかかっておられます患者の皆さんからも大変いい先生だというふうに評判をいただいて喜んでおったところでもあります。

しかしながら、やはり自分の思いの中で開業したいという気持ちは前からお持ちであったようでもありますけれど、いよいよその時期というものを考えられたんではない

かなというふうに思っております。どの時点からご本人が開業したいという具体的に意志を固められたかというのは、私も承知はしておりませんが、4月になって正式に9月末でもって退職して米子の方に開業をしたいということをお申し出をいただきました。それ以前に事務局長なりあるいは看護師の方はひょっとしたらそういったような思いもあるということを知っていたかもしれませんが、しかしながら開業されるという、したいという思いがあるとか、そういう噂だという時点です、新しい先生を探すとか、先生どうですかというわけにもなりませんので、正式なお話をいただいて始めて開業を、決心されたということで受け止めさせていただいたということでありまして、正式にお聞きしたのは、事務局長を通してでありますけれど、4月の当初でありまして、すぐ私の方もまいりまして2時間近くお話をさせていただきました、で、思いを聞かせていただく中でも開業の思いも変わらないということだったので、それから慌てて対応を急いだということの中でその状況を6月の議会の方にですね、状況をお話をさせていただいたということだというふうに思っております。

あと、今ちょっとるる申し上げられまして、その老人福祉なり老人医療のことについてちょっと十分な答弁ができるかどうか分かりませんが、いずれにしても今ありますのは、入院設備としてありますのは、一般病床の10床と療養型、これは介護ですね。長期に亘る療養型の分ですがこれが9床でありまして、これについては、今芦田先生ももともとのお考えが地域の中での長年の医療取り組んでこられた経過もございまして、ぜひとも入院というのは引き続きあそこの施設としては必要だという思いの中で、今ご理解をいただく中で引き続き入院は患者も引き受けるということで、取り組んでいただくようになっておるところであります、療養病床というのは、これにつきましては、前に老人保健施設等とそんなに大きな違いはないわけですから、介護型でありますから、ただこれについては、今国としては、病床数を減らすという方向で今取り組んでおります。一般病床に転換するか何か、いずれにしてもこの9床というのが早晩その方向を決定しなければならない時期にきております。ただなかなか10床19床、この入院ベット数では経営的には非常に厳しいというのが現実であります。特にこういった地域でありますので、若い方々とか急病な方はほとんど米子の病院に行かれるというのが主でありまして、入院が必要になれば、なかなかこの地域で入院となるとやっぱりどうしても高齢者の方になるのかなというふうに思っておりまして、高齢者の方々にとりましても身近なところに病院に入れれば、まあ家族の方や近所の方も顔を出してくれるということで、そういった意味での安心にはつながるんだろうなというふうに思っておりますので、この19床のベットというのも町としても大事にしていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただしかなしながら、これから医師を確保していくなかで、入院設備をもった19床の病院、診療所というのが、今までの岡田先生や芦田先生のようにそういった夜間休日も含めて患者を診なければならない環境の中です。快く引き受けていただけるのかどうかということの中では、非常に実は問題になる部分であります。今医師をいろいろな思いで探しておりますけれど、その19床の入院施設があるということで、なかなかその対応が踏み切る上で大きな障害になってきておるといっても、いろいろな先生にあたる中でそれも事実ではあります。そういった中で今後医師を探すということと、それから19床の入院の施設を存続させ、地域のために活かしていくということのその両方の中で、選択を迫られてくる時期がくるのではないかなというふうに思っておるところであります。いずれにしても今一生懸命取り組んでおりますのは、今の診療所の運営形態をしっかりと引き継いでいただけるようなそういったご理解をいただける先生を探すということには全力を尽くしておるところでありますので、ご理解をいただければと思うところです。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 資料を出されますか。事務局長。

○診療所事務局長（中田豊三君） それでは西尾議員さんの再質問にお答えさせていただきます。大山診療所の償還借入金の償還計画でございますけれども、建物の償還は平成43年度まででございます。それから医療機器の償還が平成25年度でございます。従いましてピークは、平成21年度から25年度まで建物と医療機器の償還が重なる時期でございます。金額でございますけれども、ピークの金額が3,428万1,390円でございます。

続きまして、看護師の当直でございますけれども、これにつきましては西尾議員さんの方も大変じゃないかということで、いろいろご心配いただいておりますけれども、……………。

○議長（鹿島 功君） 局長に注意します。質問は聞かれたことはその数字だけでございますので。

○診療所事務局長（中田豊三君） それでは終わります。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 大変なのはよく分かります。医師のですね、今地方に赴任して来られる平均がですね、全国平均でいうと、1,600万ぐらいで来られるそうですが、病床の数を合わせると平均で9床に一人ということに、これは平均ですからお医者さんの努力次第ということもあります。ただ一番高く払ってるのは北海道ですが、4,600万ぐらい、一人の医師確保をお願いすると、というようなことになっておりました。田舎であればあるほど高くなるように私は思います。そうしたときにこれがですね、高額作戦で医師を引っ張ってくるのか、あるいは新聞にも書いてありました中田事務局長さんがですね、他の手立てを厚くして引っ張ってくるという

ようなことも実はありました。これがどの程度であれば医師を探して来れるのか、あるいはこれが高いのか安いのかという議論も始まると思いますが、町として償還金もどんどんこれから上がっていくようなことになります。もう一度その辺で、国も医者を増やす手立てとかいろいろやっておりますが、なかなか回ってこないというのが今の現実でありまして、その辺を町長にお金を出してでもあるいは手立てをしてでも引っ張ってくるというような考えがあればもう一度その辺りをお願いしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、医師確保に向けての考え方でありまして、正直申し上げて今いろいろお話をいただきながらおりますけれども、金さえ出せば医者がかかるかというところという状況ではないというふうに思っておりますし、金だけ出して医者を来ていただいて、本当にその地域医療、地域のための医療というものに対して、思いの無い方がお金だけで来ていただいて本当に地域のために役に立つのかということを考えれば、そういったものではないかなというふうに思っております。もちろん医師がなければ診療所としては成り立たないわけでありまして医師は必要なわけでありまして、医者であれば医者の資格さえあれば誰でもいいというわけにもならないかなというふうに思っております。当然、うちの診療所は大山だけではなくて、大山口リハビリ、大山口診療所、そして名和の診療所とあと他に3人の先生がいらっしゃるわけでありまして、じゃあ大山の診療所だけ医者が足りないからと言って3倍も4倍も報酬、給料を出して来ていただいてそれで他の先生方が納得できるのか。あるいは今の経営状況、お示ししましたように大山診療所は赤字であります。これが償還がどんどんピーク迎えますので、もっと今の状態だと赤字が膨らむわけでありまして、そういった状況の中でさらに高額な医師によって開設をしていくということが、また逆に住民の皆さんにご理解いただけるのかということも考えていかなければならないというふうに思っております。いずれにしても私どもとしては、今探してますのは地域医療、地域のやはり実態、そういったへき地の医療というものに対しての思い、これは普通の医療と違っていて、やはり地域の実情、家庭の状況、個人の状況、こういったものをしっかりとやはり踏み込んだ理解をしていただくお医者さんでないとなかなか田舎の中での医療は難しいと思っております。そういった意味では今県の方の医務政策課の方に、県からの医師をもう1名派遣なんとかお願いできたらどうかということも合わせて言っております。そうすることによって名和の診療所と、大山口の診療所との連携を図っていくこともできるのかなというふうに思っておりますので、このこともまた重ねて要望していきたいと思っておりますけれども、なかなかこれも厳しい状況でありますので、いずれにしてもそういった思いのお持ちの方を誰かご紹介してください

ということで今ホームページ載せたりあるいは皆さんにもお願いしてるところでありますので、もうしばらくその時間をいただきながら、一生懸命われわれとしてもこの地域に合った先生を探していきたい、その中でその先生が求められる条件等、いろいろありましたら、それは答えられる範囲であれば、われわれもその思いを酌めるような努力をしていき、何とか思いがお互いに通じ合えるような場面を作っていくことを期待しながら取り組みたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔「終わります。」と呼ぶ者あり。〕

○議長（鹿島 功君） 次、8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番、議席の岩井美保子です。始めに町長に質問いたします。平成18年度の滞納状況は、一般会計、特別会計、事業会計の22の区分で、滞納合計額が6億5,811万5,839円になっております。その中で、6区分の不納欠損が合計額の764万8,083円が計上してあります。以前町長は、不納欠損には特に慎重であったと記憶しておりますが、今回まとめて出された意図はどのようなことであるのかということで質問に入ります。

平成18年度収入未済額と不納欠損額について、町税、国民健康保険税、公共下水道事業特別会計の下水道使用料、水道事業会計の水道使用料の収入未済額の合計は、3億2,256万7,130円であります。この収入未済額に対して、収入確保のために適切な処置が講じられてきましたか。また収入未済額が生じた原因及びその処理に不適切なところはなかったのでしょうか。そして不納欠損額が町民税で37万213円、固定資産税で270万5,884円、軽自動車税で5万6,400円、国民健康保険税で295万615円、公共下水道使用料で67万2,051円、水道使用料89万2,920円で、合計が764万8,083円ということになっております。不納欠損の生じた原因及びその処理に不適切なところはなかったのでしょうか。

それですね、また地方税法の第15条の7で、地方団体の長は、滞納者につき次の各号の1に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができるということになっております。その内容は、1.滞納処分をすることができる財産がないとき、2.滞納処分をすることによってその生活を著しく急迫させる恐れがあるとき、3.その所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明であるとき、などなど細かく盛り込まれていますので、この制度に基づいて執行をされるのだとは思っておりますが、明確な内容を把握するために欠損処分調書の提出を求めます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは、岩井議員さんの質問に答弁させていただきます。

平成18年度収入未済額と不納欠損額についてのご質問でございますが、収入確保

のために適切な処置が講じられていたのか、また収入未済額が生じた原因及びその処理に不適切なところはなかったかというご質問でございますが、収入金の確保に向けましては、本庁、あるいは支所で担当課が職員一丸となって、政務報告の方で申し上げましたとおり、督促電話の催告、臨戸訪問、あるいは法的手段等により徴収に取り組んでまいったところではありますが、残念ながら収入未済額が生じてしまいました。

また、現年度分、滞納繰越分ともにそれぞれの徴収率は、昨年比べアップしたものの、滞納繰越分の徴収率が低いために、全体として滞納額が増加をしてしまったところでもあります。しかしながら、公平な徴収は、徴収事務の基本でございますので、今後とも、収入未済額の縮減に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

また「不納欠損の生じた原因及びその処理に不適切なところはなかったか」というご質問でございますが、税の不納欠損につきましては、地方税法第17条の5による滞納処分の執行停止及び第18条による消滅時効に基づく債権の消滅によるものでございます。また、水道の使用料並びに公共下水道使用料の不納欠損につきましては、漏水による過年度減額分でございます。いずれも町財務規則の規定により町長決裁を得て執行いたしておりまして、先の決算審査においても適正に処理されていると認めていただいたところでもあります。

また、不納欠損処分に当たりましては、納税者の皆さんに不公平感が生じないように、安易な債権の放棄に至らないよう十分に留意をしながら、今後とも、職員一丸となりまして、滞納の整理に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 答弁をいただいたわけですが、本当に不公平感がないようにすること、とつても大事なことでありまして、これが少しでも影響いたしますと、だらだらとしてしまいまして、またまた滞納額が増えていくということになりかねませんので、しっかりと徴収には頑張っていただきたいと思っております。それです。滞納額を国や県に報告する制度なんていうものがありますでしょうか。それによって交付金に影響するようなことがあるのでしょうか。

それと平成19年以降の不納欠損額の推計が分かりますでしょうか。分かりましたら、伺いたいと思います。不納欠損というのは、今回700万から出ましたので、これで終わりということはないと思っております。来年もその次もというふうに次々と不納欠損ということが出てくるんじゃないかと思っております。先ほどにも述べましたように、町長は本当に慎重に不納欠損ということを考えておられたようですが、今回まとめて出されたという意図は何でしょうか。繰り返し質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問には担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 岩井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず一つ目でございますが、国県に滞納の数字を報告する仕組みがあるかということでございますが、税の関係ではございません。滞納処分の執行した経過についての調書はございます。

それから2点目でございます。19年度以降の推計でございますが、先ほどもありましたように、滞納処分の執行停止はそれぞれ滞納者の方と面談をして、その生活実態等を調べる必要があります。したがって、今の時点では推計は出せません。

それから3点目でございます。今回まとめて不納欠損した理由ということでございますが、今回まとまったというふうには理解しておりません。これは国保税を除いたところでの一般税の関係でございますが、大山町では平成14年度には1,471万3,000円、15年度には886万9,000円、16年度には3,191万1,000円、17年度は70万1,000円の不納欠損をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） ただいま税務課長から答弁をいただいたんですが、ちょっと聞こえない部分が私にありましたので、もう一度最後の分をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 税務課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間一成君） 申し訳ございませんでした。一番最後の不納欠損額の推移でございます。保険税を除きます市町村税での推移でございます。大山町におきましては、14年度には1,471万3,000円、15年度には886万9,000円、16年度には3,191万1,000円、17年度には70万1,000円の不納欠損をしてきておるところでございます。以上でございます。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解いたしました。次に入ります。次は教育長に質問をいたします。

給食のあり方についてということで、9月7日の教育委員会を私は傍聴をいたしました。協議第2号の給食のあり方については、執行部からの説明のみ行われて時間となり、協議は見送られました。内容は調理業務職員の定数確保が難しく、来年に向けての運営に支障をきたすような状況にある。そこで調理業務委託を視野に入れての考

え方を示されました。1. 名和小学校の給食による食中毒事件から調理業務の職員が負担に思っていないか。それから2番目に業務委託を取り入れている日南町と南部町の運営の方法は大山町でも取り組むことができるのか。3番目に、その業務委託をすればメリットはあるのか、またデメリットはどうかということの3点について質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんの3つの質問にお答えします。最初は「名和小学校食中毒事件は調理員の負担になっていないか」とのご質問ですが、今年3月、給食パンによる食中毒事件が名和小学校で発生し、児童生徒・保護者の皆さん大変ご迷惑をおかけしましたが、損害賠償もすべて決着をみているところであります。

教育委員会ではこの事件を教訓に、さらにですね、県内いくつか同様の食中毒事件が発生をしておりますので、そういうところも踏まえながら二度とこうした事態が起きないように細心の注意を払っているところであります。

特に施設内の調理機材の衛生管理、食材の安全管理、それから職員の健康管理、こういったところまで配慮をして、自分の施設から絶対に食中毒は出さない、まあこういう強い思いで現在勤務をしているところであります。

次に、業務委託を取り入れている日南町と南部町の運営方法は、大山町にも取り入れることができるかというご質問ですが、議員もご質問の中で触れられましたが、9月7日の大山町の教育委員会では、学校給食調理員が二学期に、二学期といいますか、秋に産休をとりたいというこういう申し出が出ております。更に来年度に正職員が減るようなことになれば、調理業務に影響が出る可能性がありますので、その場合の対応策を教育委員会でも検討を始めなくてはいけないではないかという報告をしたところでした。

そのために、事務局としても担当者が業務委託を取り入れている南部町の学校給食センターに視察に行ってきました。その視察結果を参考に大山町ではどうなるかということこれから事務局内で協議をしたいなと思っております、現段階で報告する段階ではありません。日南町の運営方法についてはまだ掌握していません。

3つ目ですが、業務委託によってメリット、デメリットはあるのかというご質問ですが、先ほどお答えしたとおり、人件費だけでなく安全管理とか、特の食材の地産地消といいますか、こういう辺りどうなるのかという多様な場面を想定をしながら事務局の中で今検討を始めたばかりでご報告するような内容は今持ち合わせておりません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 答弁いただきましたが、教育委員会の議論と言いますか、あれをもたなければいけないということでございますので、また後ほどありま

す教育委員会の傍聴にでも出席してみたいと思っております。そしてですね、昨日の新聞にですね、米子市も給食調理業務委託を民間に委託したいというような案を出したようでございます。やはりそこには何かいろいろ問題があると思っておりますので、本当に慎重に審議をしていただきたいと思うわけでございますが、思いますに学校給食だけはそんな民間委託しないでとか指定管理に出さないでとかって私の心の中では思っていました。

ところがこの間の傍聴にいきました時に、唐突にポーンと出てきましたものですから大変びっくりいたしまして「わあー、こりゃどうなるのかなー」と思って、とても心配しております。業務委託ということになりますと、先ほど教育長も述べられましたように地産地消の食材のことから、いろいろ人の問題もありましょうし、大変なんですけど、やはり産休だけじゃなくて、一般業務の方に移られるような話もちょっと聞いたような気がいたしましたが、この間の教育委員会の中で、ですから少ない人数で業務をいたしますから、何か職員には負担になる部分が多いんじゃないかと私は勝手に推測いたしました。そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 再質問にお答えいたします。学校給食というのは教育の一環だと思っておりますので、どういう自体になれども教育委員会が責任をもって子どもたちの給食は提供したいとこういうことを考えております。現在大山の給食センターで6名、名和の給食センターで6名、それから中山の小中学校の給食調理上でそれぞれ3名、合計18名の調理委員が従事しておりますが、このうち18名のうち9名が正職員であります。で、この正職員のうち2名が今度産休をとりたいということで、9名うち2名が臨時的な職員に変わるということですね。18名のうち7名、さらに来年度、これがもし減ずるようなことがあれば、退職等でですね、やっぱり教育委員会としてはどうするかという検討をしておかないけんという協議題であったわけでありまして、先ほど唐突とおっしゃいましたが、実は教育委員会の中では、毎月定例の教育委員会を開いていて、学校給食についてはほとんど折々、いろんな実態をもって協議を重ねていますが、取り分けこの職員のあり方ということについては、今後必要になるのかなど。でも先ほどお答えしたんですが、教育委員会が給食は責任をもって提供いたしますので、その中のたとえば調理作業であるとか、こういったようなところを外部にお願いするというようなことはあってもですね、最後の責任は教育委員会があるわけですから、そういう考え方で今検討を始めかけておると、こういうところですよ。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、了解しました。終わります。

○議長（鹿島 功君） 次に、3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 通告にしたがいまして、大山町子ども教育の現状と10年後のビジョンはということで、教育長にお尋ねいたします。

先般、8月28日第5回の大山町教育審議会が開かれました。その中で幼児教育、学校教育、社会教育の各部会から中間報告が発表されました。また9月7日には、教育委員会も開かれどちらの会も傍聴する機会を得ましたが、その中でさまざまな現状と課題が浮かび上がってきたように思われます。

特に、幼児教育と学校教育部会においては、少子化の波を受けて、どうしても保育園や学校の統廃合の問題が中心になっていたように見受けられました。そして9月2日の日本海新聞に大きく取り上げられるにいたりました。あたかもその中間報告の記事が教育委員会の構想のごとく受け取られるような内容で、少なくともその場にいた私たちはその表現が不適切に感じられました。

そこであらためて中間報告を受けて教育委員会としての大山町子ども教育の現状と課題をどうとらえているのか、お尋ねいたします。

またこれからの子ども教育に対しても、審議会の皆さんからさまざまな提言をいただいたように思います。そのことも踏まえながら、大山町子ども教育の10年後、すなわち今の保育園児が中学生になるような頃の将来のビジョンをどのように描こうとされているのかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 吉原議員さんの2つのご質問にお答えします。最初に8月27日に開催された大山町教育審議会を傍聴されて、内容が保育園や学校の統廃合が中心になっていたではないかというご感想でしたが、実は保育や教育のあり方を踏まえて10園の保育所、あるいは3つの中学校のあり方が諮問事項に入っておりましたので、話し合いの内容が当然統廃合の議論が中心になったものだと考えております。

それから審議会を広く開示しておりますので、傍聴していた新聞記者等がですね、「保育所の統廃合検討」というような大きな見出しで記事になりましたが、町民の方にはですね、直ぐもう保育所が統合するんでないかなんて思われた、そういう場面もありましたが内容をよく読んでいただければご理解いただけるのかなと思っておるところです。

では最初のご質問ですが「大山町の子ども教育の現状と課題をどうとらえているか」ということですが、大山町の教育委員会では昨年度より保育所を就学前教育という視点から所轄して、子どもの誕生から中学校まで、いわば0歳から15歳まで、保育と教育を一貫してお世話をします、とこういう具合にしております。従いまして子育ては0歳に始まり15歳が、まあ町内ではゴールになるとこういう具合に考えるならば、現在の中学生たちの現状や課題が子育ての現状や課題に直結すると、こういう具合に考えております。

そこで教育委員会では、これを先だつわけですが、保育士や教職員、保護者、地域の方々からそういったようなことについての意見を広く求めました。その中で子どもたちのいいところもあって、そういうところを評価しながら、しかし気になるところをいくつか出ましてこれらを課題としてまとめました。で、そのまとめはですね、いくつか挙げますと、少子化や核家族、あるいは子ども同士のふれあいとこういったような中でですね、子ども同士のふれあいが非常に希薄になっているような気がするとか、集団活動の楽しさ、あるいは厳しさっていうのが味わう機会が少ないでないとか、自然体験の活動が少ないでないとか、まあ基本的な生活習慣や仲間との関わりが苦手でないとか、自制心や忍耐力、規範意識が低い、あるいは学校からは学習意欲が低い子が多いんでないかっていうようなこういうことが出てきました。

で、教育委員会ではこういった課題をみんなで解決していきたいということで、昨年9月に「大山町子ども教育振興計画」というものを多くの知恵を結集して、完成いたしました。そのことによってですね、大山町の子どもたちが、豊かな自然環境、そういう中で人間関係をさらに広げていったり、心身を健全に育てていくと、あるいは家庭では基本的な生活習慣や忍耐力、思いやりや協調性、あるいは自分の周りやふるさとを愛する心を持つと、こういったようなことをですね、保護者や地域の人たちとも連携しながら取り組む、こういうことができればいいという思いで策定したわけですが、少し堅苦しいところもあったり具体性がないということで、3月には「子ども教育プログラム」を策定して、子どもたちの発達段階に応じて、家庭や地域、保育所あるいは学校がどういう具合に取り組んだらいいかという目安を挙げました。そして今家庭、保育所で実践を始めているという、こういう辺りかなと思っております。

それから、2つ目のご質問ですが、将来ビジョンはどういう具合に描いているのかということで、10年先はということですが、なかなか具体的にお伝えできないかもしれませんが、よく考えてみると子どもが生まれて15歳まで、子育てということで取り組んでおるわけですが、この間、主役というか出番が入れ替わるのではないかとこの考え方を持っております。生まれた子どもたちを最初に育てるわけですから、その時の主役は親たちであります。子どもではありません。しかしやがて子どもたちもそういうふれあいの中でだんだん自立する、そういう気持ちが芽生えたり、仲間や社会性っていうようなものが意識されるようになってくるとだんだんと子どもが主役っていうか、子ども自身が主役になっていかんといけん。つまり子育てっていうのは0歳から15歳まで、主役が変わっていくと。始めは親がしっかり子育てを自覚しながら、やがて子どもの出番を作っていくという、主役がバトンタッチさせるという意味になるわけですが、この最初の親たちの子育てに、いろんな対応の差があるのではないかとこのように感じております。

そこで教育委員会では、乳幼児期の親たちに、子育ての実践とかそういう学習の場

を設けておりますし、中には子育てに対する不安や悩みを抱えている、そういう保護者の方もおりますので、そういう相談にもものったり、さらに幼児教育課が中心ですが、子育て講座、親学講座、それから実践している人たちとの交流会、それからもう小学校に入るといえるときには、入学直前講座、こういったようなものを開いて親へいろんな情報提供をしているところです。

教育委員会としては、幼児教育課に社会教育主事や図書館司書、あるいは栄養士などを配置して総合的に子育てを支援したいと、そして町民みんなで先ほど言ったような課題を共有しながら子育てのシステム、大山町のシステムが定着できればいいなとこういったビジョンとして考えて取り組んでいるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 概ね理解いたしましたけれども、少し身近な問題に移りまして詳しく2、3質問させていただきたいと思います。私たち教育民生常任委員会は、このたび研修で恵庭市に、北海道の恵庭市に行っていました。そこはですね、子育てを革新戦略と言いますか、最重要課題として今まちづくりを行っているところでもあります。そこが必ずしも先進地というわけではないかも知れません。というのがですね、このたび大山町も国の文部科学省の実践研究事業で、読む調べる習慣の確立に向けた実践事業、研修事業ということで「読書のまち」という研究事業に立候補されまして、全国でたった10市町村なんですけれど、その中の一つの町に入っております。北海道ももちろん恵庭市は入っておりますけれど、ということですね、今の教育委員会が成されようとしていることはですね、ちょうど国の事業にも則った方向性持っているんじゃないかと思えます。で、努力されていると思えます。その中で勉強してきたことについてですけど、大山町でもブックスタートをやっておられると思えます。で、恵庭市では追跡調査も詳しくやっておられまして、読み聞かせの効用と言いますか、その母親以外の保護者、また父親が読み聞かせをしていますと、その読み聞かせの有無がその家族の子育て支援に大いに関係があるということが分かったみたいです。ということは、母親が一人で孤独に育てる、今の現代の悩みの中の一つであります。そういうところが解消されるというような効果がありまして、そういうことを調査されますと、ただこの事業が立派な事業でありますけれど、たくさんの人に出ていただく、参加していただくと思えば、そういう追跡調査もされて、読み聞かせがいかに重要であって、また得なことって言えばおかしいですけど、そういうふうなお知らせする機会が必要ではないかと思えます。

また、政策を決定する前にですね、ニーズ調査もしておられます。それで次世代育成のニーズ調査ということでですね、小学生以下の子どもを持つ世帯の現況とかその世帯における保護者の意向、そういうものを郵送によって調査表を発送しております。で、それは、恵庭市では1,500世帯ぐらいやっておられますけれど、大山町でし

たら実現可能な数かなと思います。それでその中の回答率が60%あります。で、その実態をよく把握するということはですね、これからいろんな読み聞かせ講座とか、今言われました親学講座などの出席される時間帯とかそういうものを決めるときに大変有効になるのではないかなと思いますので、どうかと思います。

それからそのことは終わりました、2つ目ですけれど、統合問題に関してはまだ道半ばということでまだ結論も出ませんし、私もそれ以上の追及はできませんが、一つだけ教育委員会のこの間の傍聴に行きましてですね、所子保育所と高麗保育所が緊急課題ということが出ておりました。それで私も所子保育所は1回行かせていただきました。私の体重が大きいということもあるかも分かりませんが、床がですね、歩くとギシギシ音がしておりました。そしてまたたくさん的人数の子どもたちが受け入れられておまして、部屋が間仕切りして使ってたたり、とても大変な状況であります。で、保母さんは一生懸命明るく頑張っておられましたけれど、老朽化と適正規模の問題で、かなり問題が出てきていると思いますので、これは緊急課題として10年後と言わず、取り組まれていかなければならない問題と思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

それからですね、最後にもう一つ、教育審議会の中の提案で、一つちょっと変わった提案かも知れませんが、小学校中学校の義務教育の子どもさんたちに混ざって50代、60代、成人もですね、もう1回勉強したい、そういう方々を受けれてみてはどうかという意見が出ておりました。私なんかですね、算数までは良かったんですが、中学校の数学になりましたら難しくなって中学3年くらいになりましたら分からなくなってきました。理数科が苦手でした。で、高校になったらいよいよもって数学の授業が分からなくて大変苦労しておまして、それで今実際に自分の社会生活において、論理的思考とか、そういう理数科系の辺がなんか足らんという感じがしまして、私でもできましたら小学校、中学校に行かせてもらって、小学校は英語がありますが、勉強したいなという気持ちもあります。で、そういう社会人を受け入れることによって、子どもたちの視野も広がり、また世代間交流もできるかなと思いますのでその辺はちょっと新しい発想か分かりませんが、そのことも視野に入れていただけるのか、以上の3点よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 再質問にお答えいたします。最初に恵庭市の状況を伺いましたが、大山町ではまだニーズの調査とか、そういうアンケートなどは全くしておりませんので、実態は分かりません。ただ子どもを育てるときに柱となるものがあるということで、先ほどのプログラムの中には3つ掲げております。一つは子どもを育てる中で読書と言いますか本というのは大事だということと、もう一つは食べ物、食育というような言い方もしますけれど、小さいときからどういうものを食べているのか。

3つ目が体験という、この読書、食育、体験というようなのが、子育ての中の実践をする大きな柱だと思っておりますし、それに父親がどういう具合に関わっていくかということも、いくつか取り組みはしておりますが、なかなか全町民のものにまだなっていない。父親の読み聞かせの会なんかもありますが、しておりますが来られる人はごく限られておると、もう少しその辺のPR、啓発などもやっていきたいと思っておりますが、そういうことで本年、来年そういう焦点を当てて頑張っていきたいという具合に考えております。

2つ目のご質問ですが、所子保育所、高麗保育所が大変たくさんのお子どもがおるといことで、定員に対してオーバーしているのは、この保育所2園でございます。で、教育委員会では、当然計画訪問等をして、ここの現状つぶさに掌握しております。で、どうあるべきかということは本当に一番多く協議をしているテーマでないかと思っております。当然、教育審議会の中でも意見を闘わせてもらってその答申を得て、さらに前進したいと思っておりますが、教育委員会だけでもここはやっておりますし、近々県内のそういう辺り、同じ課題を持っている保育所、幼稚園等の視察も委員の中でしながらですね、いくつかの案を出していきたいという具合に考えております。床がブヨブヨするっていうことですが、まあそういう造りになっておるんかも分かりませんし。

3つ目です。義務教育の中に大人の学習の場っていうのは、全国の中では例はあまりありませんが、発想としては、十分私たちも視野に入れて、今検討しております。いろんなことが考えられると思いますが、今高齢化時代といっても非常に元気な方が多いので、学習をしたりですね、実践をしたり、そういうところを学校を使う。今まで開かれた学校というと、夜体育館でバレーをしたり調理室を開放したりというような場の提供が中心でしたんですが、もう少し学習の辺りに何かできないか、ちょっと法律の中で難しい面もあるんですが、そういったようなことも今検討はしております。より開かれた学校経営というようなことに努力していきたい、こういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 理解いたしましたけれど、概ね。一つだけ、保育園の統合問題とかですけれど、私が町民の方から意見を伺いますと、情報が一人歩きして、何でもそうですけれど情報が先にどんどん一人歩きして、噂がどっと広がって、それから固定概念が入ってから説明に回られても大変かと思うんです。なんかそういう声を聞きましたので、なるべく途中経過でもいいですから、地域の皆さんとか、保護者会の皆さん、PTAの皆さん、連絡協議会、保育園の保護者の集まりがありましたら、出かけていかれて、その都度経過を説明をされるようにされるとまた町民の皆さんの意見もいい具合に了解を得ながら、いい意見が出るかも分かりませんし、そう

いうことを考えられてはいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 再質問にお答えいたします、情報が一人歩きということがありましたんですが、私どももそういうことがないように、いろんな機会にとり組んでいる状況を公開していきたいと思っております。

いろんな会があることについては、あるいは町報やあるいは、今度は中海テレビが入りましたので、こういったメディアを使いながらそういうことを紹介したいと思っています。取り分け保育所の統合については、多くの人の関心がここにあるというのは承知しております。実は先だって、10園の保育所の保護者会っていうのは実はまだ何もないんですね。それぞれの保育所長の会長さんは、きっとあるんだと思うんですが、大山町保育所保護者会、連合会とか協議会っていうのはありませんで、いろいろ水を向けてどうですかと言っておるんですが、なかなかできないというんで、この間、ちょっとしびれを切らして、10園の保育所長さんお集まりいただいて、教育委員会の方でそういうものができれば、いろんな情報のやりとりや思いも伺えるので、結成されてはどうですかということで、協議をいただいたんですが、話されて今年は無理だということで、世話人の方はどうも決められたようですが、なかなか保護者の方の生活状況も当然ありますし、保育所の保護者の方が自分の子どもの保育に精一杯で、そういう組織を作って、共有、どんな子に育てるかというようなことにですね、なかなか目が向く余裕がないのかなど思ったりしてるんですが、幼児教育課を中心にそういった辺りはしていきたいと思ってる。で保育所の保護者とは、事務局と年1回は最低意見交換をしたいということで、昨年夜ですが10園、保育所を回りました。本年度も10月からぐらいかなと思ってるんですが、10園の保育所を回ってですね、夜保護者の方とできればテーマを決めながら、意見交換をしたいという具合に思ってるところです。以上です。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は4時5分にしたいと思います。

午後3時56分 休憩

午後4時7分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたしたいと思いますが、本日最後の質問になろうかと思えます。15番、二宮淳一君。

○議員（15番 二宮淳一君） ご指名をいただきました15番二宮です。私は通告の通り、ごみの処理に関する事、そして小中学校の義務教育に関する2点について町長並びに教育長に質問したいと思います。

まず、ごみの処理についてでございます。ごみ処理に関しましては、近年ダイオキシン類の発生問題に関連しまして、広域行政管理組合で共同でごみの処理を行なうこととし、広域灰溶融施設の建設、すなわちエコスラグセンターの建設が実施されました。大山町がこれに伴って負担する経費はエコスラグセンターで18年度予算でみますと5,200万、別に大山町クリーンセンター名和と、中山の施設に9,100万。それからごみの収集運搬委託料というのが、1億2,500万ぐらいですね。それからその他もろもろ合わせて決算資料によりますと約3億7,000万が18年度の予算執行という形だろうと思います。ごみとは直接関係ないかも分かりませんが、公共下水だとか、農村集落排水で生じます終末処理場のスラッジ、汚泥ですね、これが白浜ですか、淀江の、処理しておられます。これなんかがだいたい5,000万強ありますよね。そういったもろもろを合わせますと18年度決算資料では約4億を越す4億2,000万見当の処理費がかかる、こういう状態だろうと思います。まあこれ10年経ちますとね、40億越すわけですよ。大山町50億とか100億とかいう予算の規模の中で相当なウエートを占める。こういうことがありますので、そこで今お聞きしたかったのは、これの軽減策はあるのだろうか。ただ単にありますかと聞くのでは誠に失礼ですから、私なりに考えればですね、日吉津村だとか伯耆町だとかあるいは南部町、そういうところはどういうことかよく分かりませんが、知恵を絞ってですね、何でもかんでもエコスラグセンターですか、共同で作った広域行政管理組合のリサイクルプラザにね、全てを持ち込んでいない、独自で安く処理できる方法を探っておられるように感じております。そういうことは、当町では検討の必要があると私は思うのですが、いかがお考えでありましょうか。これが1点。

次に、先ほど申しました町が運営するクリーンセンター、それから中山の施設、こういったものは指定管理に出すという方法はいかがだろうかというのが、1点。

それからもう一つ、これはちょっと問題が大きすぎるのかも分かりませんが、公害に直接影響しない焼却灰の最終処分場をですね、町内大山町の大山という山のふもとにいろんな形状の場所がありますので、こういったものが地元の同意なんかが得られて、それから誘致することが可能であれば、町に交付金だとか、あるいはお金が入ってくる場合が考えられると私は思うわけですが、そういった点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは、二宮議員さんの質問に答弁させていただきます。町内に発生するごみ、この処理についてのご質問でございますが、まずこれにかかる費用、これの軽減策はあるのかというご質問でございます。

先ほどお示しいただきましたように平成18年度のごみの処理経費は、総額で約3億7,000万円ということでありまして、その主なものとして、収集運搬委託料に1

億2, 580万円、そしてリサイクルセンターやエコスラグセンターも含めた西部広域行政管理組合への負担金、これが約1億3, 990万円、そして町内の2カ所あります焼却施設の運転経費に約9, 100万円かかっているところでもあります。

これらは、ごみ処理にかかる経常的な経費でありますので、これを軽減していくことは非常に限られたものになるのではないかと考えておるところでありますけれど、しかしながら今例示してお示しをいただきました他町の状況や、あるいは分別のさらにその徹底化等含めて住民の皆さんのご理解いただける方法の中で節減の方法ついていろんな角度から検討を加えてまいりたいというふうに思うところではあります。

次に、町が運営いたしておりますクリーンセンター、これを指定管理に出す考えはないかということでもあります。

ご指摘の施設につきましては、設置者自らが維持管理しなければならないと廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されておるところであります。従いまして、指定管理制度には馴染まないものと考えていますが、運転委託などの措置は可能であります。したがって、町内二つの焼却施設は細心の注意を払いながら、維持管理に努めておるところでありますけれど、現状の経費を下回る費用での運転委託等が可能であるかどうか、この比較資料収集に着手したいというふうに思うところでもあります。施設管理につきましては、引き続き最良の管理を目指して努力してまいりたいというふうに思っております。

3点目として、公害に直接影響しない焼却灰等の最終処分場を町内に誘致して、町の活性化に生かしてはというご質問でございました。廃棄物の処理は、必ずどこかで行わなければならないというふうに考えております。また、十分に管理をされた処分場であれば、問題が起きることはないだろうというふうに思っております。

しかしながら、適正な管理の下で処理がなされていない処分場の問題が各地で取りざたをされてきております。その結果、処分場に対する警戒感が強く、嫌悪の気持ちをお持ちの住民の方が、多くいらっしゃるんだと受け止めておるところであります。非常に残念なことだというふうに思っております。必要な施設であれば十分な管理をいかに担保するか、その方法を検討するなど住民の皆さんの誤解を解く努力を重ねなければならないと考えます。二宮議員さんのお考えのような方法も、参考にさせていただきながら地域振興策定を考えてまいりたいというふうに思うところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 二宮淳一君。

○議員（15番 二宮淳一君） 丁寧な回答、答弁をいただいておりますので、追及をするという意味ではありませんけれど、私の考えを述べながら、尚もう少しお考えを伺いたい、そのように思います。

3点申し上げた中の軽減策の中にね、ごみの資源化等分別収集事業というのの中に、私が聞き及んで知っておるものですが、部分的にね、立米1立米を1,000円で処理している広域行政管理組合の施設は。ところが民間ではキログラム16円だというわけですね。ところキロと立米というのは単位が違いますから、私もどういう密度で圧縮したものか、例えば発砲スチロールなんかを1立米を圧縮したら何キロになるか実際やってみておりません、あまり詳しいことを申し上げられませんが、おそらく半値ぐらいで処理できるんじゃないだろうか、そんな気がしておりますので、検討の余ありということをやっぱりいろんな角度からね、お調べをいただいて、なるべく安く上がることをお考えいただければありがたいな、それは大山町の財政に寄与することという意味において是非お願いしたいというのがまず一つ。

それからですね、従来家庭で発生したごみは自己処理と自己責任ということで処理しておりました、昔は。しかしながら環境衛生上といえますか、現在の制度を作って行政で指導して一括処理することになりまして、上下水道の整備と相まって住みよい環境問題というのは改善されてまいりました。大変結構なことだと思います。

しかしながら反面で、これに伴う先ほど来の莫大な経費が掛かっておることをみんなが理解し、承知をしなければなりません。大山町だけとらえても18年度で4億2,000万掛かるという状態であります。

また一方で少子化が進みまして、人口はどんどん減少するわけですが、町としてできるだけ人口の減少を抑えて、しかも住民を増やしたい、そして活性化をしたい、そういう観点から若者向きの定住者住宅を建てたりですね、それから企業誘致を図って若者の働く場所を確保したり、一生懸命行政は行政なりに、議会は議会なりに考えるわけですが、こういった場合でも大企業というのは鳥取県になかなか進出しようとしなないわけです。何故でしょうか。これは一つには、今取り上げておりますごみの問題、産業廃棄物の処理場が問題であります。鳥取県下では、ごみの最終処分場というのがありません。全て県外に最終処分に依存する。岡山に持っていく、あるいは島根県に持っていく、そういったのがわが鳥取県の現状であります。

そこで、先ほど申し上げた中に余りにもテーマが大きすぎてお困りかも分かりませんが、将来大山のふもとに暮らすものとして、さまざまな地形の中にあるいは適当な場所があったとして、地権者や地元の理解が得られたら、公害の無い管理された焼却灰の処分場、こういったものを誘致をしてですね、この大山町によそから交付金だとかあるいは処分費用だとか、そういうものが町に入ってくるように、今は払っておるんだけれども入ってくるようなことが考えられたらなど、実は思うわけであります。どこにもできませんが、国立公園大山のふもとにはさまざまな地形の場所もあるでしょう。公害が発生するんだったらね、皆さんが反対されるんです。でもそれが無いことが発生しないことが可能であるとするならば、是非これは理解をしてもらいながら

そういった事業も考えていくべきではないだろうか。この財政難の折に、金を使うだけが能ではありません。節約すれば生活は苦しくなる、逆に入ってくれば豊かになる、そして大企業も進出しやすくなれば働く人たちの職場の確保もできるというような夢を私は考えております。

そこで、まあ町長さんのことをちょっと申し上げると、町長に就任して約10年になろうとしておられると思います。最近4、5年の姿を拝見すると非常にハードな仕事で大変だろうな、当時と比べてちょっと老けられたんかな、そんな思いをしながら私は拝見をしております。まあ合併しまして、3町から職員がこう寄ったわけです。住民はもちろんです、大変優れた職員の皆さんが増えたということが現実にあります。

そこで当面の課題は、職員に皆さんの能力を活用しながら、町長は少し体のことも考えてですな、将来を見通した大きな課題にどんどん取り組んでいって欲しい。その中の一つに私は今のことを申し上げたわけで、別にこれが全てではありませんが、1万9,000町民の代表として、町長はまだ若いですから将来に向けて活躍していただくための磐石の地方を築くためにも少し優秀な町の職員さんに譲ってもらって、大きな課題に取り組んで欲しいなど、私の個人的な希望も含めて、町長の見解を改めて伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 二宮議員さんの再質問に答弁させていただきます。お話のように名和の時代も含めて今年が9年目ということになるかと思っております。当時の頃のテレビの映像がございませんので、今のこの状況と比較して見ていただけないのが残念でありますけれども、確かにこの頃ケーブルテレビで放送が始まるようになりまして、いろんな場面でお声をおかけいただく中で、自分自身も自分の姿を映像で見ながら、本当に寂しいなという思いをしておるところであります、これは決して仕事のせいではないと、こういう遺伝子だったのかなというふうに思っておるところであります。

冗談はさておきまして、今ご質問いただきましたことにお答えさせていただきたいというふうに思いますが、まず最初のごみの経費の軽減策、これにつきましては先ほどご答弁いたしましたように、できるだけ経費の節減に努めなければならないというふうに思っておりますけれども、そういった中で、西部広域の持っております処理施設、これについてもわれわれも運営をしていく一員でもありますので、そういったところも含めてやはり町としての経費の節減につながる方法があればそういったことも踏まえた上でも検討はしていき、選択肢を広げていくことが大事だろうなというふうに思っております、重ねてになりますが、先ほどご質問の中にいただきましたような他地域の事例等も参考にしながら具体的な取り組み、検討をするように取り組んでいき

たいというふうに思うところであります。

それから大きな課題としての産業廃棄物というか産廃の処理場、最終処分場の件でございます。ご指摘のようにこれはよく言われておることでもあります。最終処分場を県として持っていないのは鳥取県ぐらいだというふうに思っております。企業活動を行なう中で出てくる廃棄物、これは全て産業廃棄物という位置づけになるわけでありまして、それを自分のところで処理するところが無いというのは、そういう意味では企業活動をしていく上で非常に不利な条件になると思っております。そういった条件の中で企業の誘致を進めるということはやはり県としても大変難しい条件を付けられてるんだらうというふうに思っております。県としても今一生懸命最終処分場の場所等の選定にあたっていろんな方面から努力してはいますが、なかなか最終的にはその候補地の住民の皆さん、あるいはその候補地の下流域の皆さん方の同意が得られないということでなかなか最終的な決定までいかないで、非常に苦慮しているという実態をわれわれも聞いておるところであります。その時に実は、町内としても旧名和町の時でありましたけれど、どっかいい候補地はないだらうかということで、検討できるような資料は出しましたけれども、その時点では県の方としては全県的な場所として選ばれたのの中には入っておりませんでした。ただこの最終処分場っていうのはこれも本当に自分のこととしてそれぞれの皆さん考えていただかなければならないわけですが、自分たちが排出したものが最終的にごみとなっていく部分、それは自分のところにさえなければいいと、よそに持っていけ、それはやっぱりよそだという、そういう意識を変えていかないと最終的には今日本から外国にそれも後進国にごみを持ち込んで処理をしていって、日本の経済を活性化させていっているという状況でありますので、要はそういったところを踏み台にしながら、日本に経済、今発展しているわけですが、これは非常に考え方によっては、世界的に見ればわがままな勝手なことではないかなというふうに思っております。

そういった意味でわれわれ排出する側、それに恩恵を被ってる側としては、やはり最終的な始末まで自分たちできちっと責任が持てるということをこれはそれぞれが考えなければならないことだと思っております。ただその場合に、やはり先ほど申し上げましたようにそういった産業廃棄物、あるいは処理場というのは非常に悪いイメージが付きまとして、どうしても嫌われ、迷惑施設で自分のところには来て欲しくないという、そういった思いが先立ってしまうというのが今の現状だらうというふうに思っております。

したがって議員さんもおっしゃるとおり、われわれも考えているとおり、きちっと責任をもって安全な、安全性をきちっと確保されているということが保証できる、そういったことをきちっと提示できるようなものであれば、やはり責任もってわれわれも町民の皆さんにご理解求めていくことをやっていかなければならないというふうに

思っておりますし、またそういった適地がこの大山町内にあってそういったことをご理解を住民の皆さんにいただけるということであれば、当然そういった場所を大山町内にお話があった時には、そういった考え方の中で町としても取り組んでいくことは考え方としては必要だろうというふうに思っておるところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 二宮淳一君。

○議員（15番 二宮淳一君） 丁寧な答弁をいただきましたから改めて質問するほどのことではありませんが、かつて旧名和町の中に10年ほど前に産業廃棄物の処理場を作ろうとした動きがありまして、地元をはじめ大変な騒動をしてそれを排除したという経緯があります。もちろん地元は迷惑な話でありました。これは生ごみを含む産業廃棄物の管理型という、一般廃棄物の処理場でしたか、生ごみを含むような施設でしたから、これは住民が反対することは当然のこととわれわれも同じ思いでした。が、これからは焼いた灰を土と混ぜて処理をしようという公害の発生しないものについての話を今したということをご理解いただいて次の質問に移ります。

次に、小中学校の義務教育における国語教科の充実という問題について、教育長に質問したいと思っております。戦後60年を経まして、最近の世相を見ると、人間としてのモラルの低下が非常に著しい。例を挙げるまでもなく、親が自分の幼い子を殺したり虐待したり、あるいはまた10代になった子が親を殺したり、自分の欲望や利益を満たすために平気で女性を危めたり弱い者を殺す、このような状況は近年になって特にひどいものだと思います。これは私の私見ですが、これは戦後アメリカの統治下にあった、そして大陸的な思想、いわゆる弱肉強食、つまり今言われる市場原理主義や経済至上主義であるとか、そういった金と物に偏った考え方、これが本来日本人が持つ良き伝統の中の歴史文化の中で、人情の機微だとか、情緒だとかあるいは人生域に感ずるような人の生き方に共鳴するような生き方とか、そういった人々の持つ心の豊かさ、これが失われたことによるものではないかと私は思っています。

正義とは、自己中心の正義ばかりを主張して、社会の正義というものを考えようとしないじゃありませんか。この頃、聞くところによりますと、小学校の5、6年生に英語を習わせると、そういう文科省、文部科学省の動きがあるようです。英語もいいでしょう、数学もいいでしょう、でもその前に日本人本来の国語の教育の充実を図っていただきたい。それが全て原因する、起因する問題のように思えてなりません。教育長、いかがお考えでありましょうか。

それともう一つ、教育長に2つ質問しようと思っておりますね、小学校のグラウンド、これに一つ芝生の、グラウンドの芝生化というものを取り上げて、どっか1校モデルとしてやって見られたらどうだろうかという思いがなんしておりました。これはね、ヨーロッパなんかで聞いて、話を聞いた範囲ではね、今親が一生懸命子どもを

大事にしてるのはいいですよ。怪我したら学校の責任だとかね、擦り傷したら昔はそんなことなかったけれど、全部学校の責任にするんでしょう。そんなばかな親がいっぱい増えたんですよ、私に言わせれば。私もばかだがまだばかだと思ってます。それでね、ヨーロッパではね、子どもたちが思い切ってスポーツをしても芝生の上だったら怪我が少ない。だからプレーするにしても何するにしても、思い切ったことができる環境を作っておる、そこから優れた、例えば1例挙げればサッカーがよその方が強いというのは、そういうこともあるかも知れませんが、小さい時からそういうことを教育していく必要がありはしないだろうか。文武両道だとか言われる中に、学問は大事だけれど、やっぱり一つぐらいはこの町内のたくさんある学校にね、モデルケースとしてやってみられたらどうだろうか、そんなに費用は掛からんだろう。そこで、効果があればまた次のことを考えられたらいかがだろう、そういう思いがあってこれ2つ質問を出しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 二宮議員さんより2つのご質問いただきましてお答えしたいと思います。

最初のは、小・中学校の義務教育における国語教科の充実を図ったらどうかというご質問ですが、国語は日本の言語でありますので、小中学校の段階でしっかり力をつけていきたいと、こういう考えを持っています。国語は「読む力・書く力・話す力・聞く力」と、昔からこういう4領域でやっておるわけですが、これがしっかり身につけば子どもの思考力や想像力、それから親子など友達も含めて伝えあう力、こういったようなものも育ってくるであろうし、そのことによってすべての分野の理解も深まるでしょうし、表現力も豊かになるでしょうし、何よりコミュニケーションをする、そういう力も向上していくと、そういう具合に考えております。議員もおっしゃいましたけれど、読解力や表現力はすべての教科といいますか、学習の基礎でありますので、義務教育における国語の充実というのは、大山町の学校教育の重要な柱にしております。現在4つの小学校で、毎日国語の授業をしておりますが、特に低学年、小学校の1、2年生などは時間数を増やしております。

国の方ではですね。中央教育審議会の中の教育課程、審議しているわけですが、国語力の育成はとても大事だということこういう位置付けづけをしております、新しく学習指導要領を今度作るわけですが、それに国語力を中心とした表現力、こういうものが大事であるとか、表現力の裏づけとか、表現するものがないといけませんので、表現力の裏づけとなる体験がこれからは大事になるんじゃないかなってということが、織り込まれておりました、この間新聞にも出ておりましたが、これからは学校の授業時間数も少し増えていくと、増やしていきたいということのようなことであります。

で、大山町の教育委員会としてもこういう国の動向も見据えながら、今回文部科学

省より、「読む・調べる習慣の確立に向けた調査研究事業」といった委託も受けましたので、保育所から図書館と連携しながら、小さい頃から読書の習慣や会話をする力といますか、そういうものを育てて、小中学校の国語教育を幅広く充実させたいとこういう具合に考えております。

次に2つ目のご質問ですが、モデルケースとして、小学校のグラウンドに芝生化といえますか芝生を植えてはどうかというご質問ですが、平成17年12月のこの議会でも別の議員さんより「小学校に芝グラウンドを設けてはどうか」というようなご質問をいただいて、その後、教育委員会として小学校の校長先生方と「どうだいや」でなんでちょっと検討をしたんですが、その時にですね、芝グラウンドはおっしゃるように怪我が少ないとか、児童生徒の情緒が安定するとか、癒し効果があるでないかっていうそういうプラス面も出ましたが、何よりも管理の手間や費用が掛かるとか、除草剤が散布ができないでないかとか、それぞれの小学校に100メートル走れる直線のレーンがあるわけですが、そういうものをとると芝生をどういう具合に張り付けるのかとか、まあサッカーはいいんですが、野球やソフトボールなんかをするときには、ここは芝生、要るか要らんかっていうようなことをするとですね、グラウンドがこうある意味ではまだらになったりするっていうようなこともあってですね、各学校の声は非常に消極的でありました。芝の種類とか、管理の仕方でいろいろそこはあろうかと思えますし、併せて大山町は芝の栽培が非常に盛んでありますし、全国でも有数な芝の産地ということで、芝グラウンドの効用っていうのは、一定の理解はしておるんですが、現実的に学校からの要望は非常に低調だというのが、現状であります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 二宮淳一君。

○議員（15番 二宮淳一君） 2つの問題の中で芝生の問題は軽微な問題だと私は思いますので、先にそちらの方再質問させていただきますが、私もある学校の先生と話したことがありますけれど、学校の先生目から見た自分たちの管理、自分たちの仕事の目で学校の芝生のことを論じたら教育長がおっしゃるとおりの結果が出るでしょう。子どもたちはどう思ってるのか、あるいはPTAはどう思っておるのか、社会の目はどうなのか、いろいろな角度から考えてこれは実践することが可能かどうかも検討して欲しい。草が生えたらね、学校の生徒をその10分間でも20分間でもスポーツの時間に動員して、雑草抜きさせるくらいの教育の一環としてそれぐらいできるはずだし、それから消毒せんでもできると思うんですよ。そういった汗を流すことも、同時に教育の一環として考えていただければ学校の先生サイドの判断だけはいかんというふうに私は思いますので、尚、再考をお願いしたいということが1点。

それから次は始めの問題に移らせてもらいます。小学校の教育に国語とふだんずっと思っておりました。で、ある時ね、そういうことを考えながらふっと書店に行きま

してね、目を落とした時にね、たまたまそこに「日本人の享受」という本が目についたんです。これ日本人の享受というのは、日本人の誇りという意味だろうと思ったんですが、それどなたが書いた本かなと思ったら、藤原雅彦さんと言う「国家の品格」を書いてベストセラーになった本がありましたよね、あの人は数学者で日本が世界に誇る数学の大家だそうです。ところがその人がその国語問題を非常に熱心に取り上げておられる、それから話を、書いてあることを書いてあることを読んでみるうちに、「数学の難しい問題を1カ月も掛かって、あるいは半年掛かって解けるような難しい問題を解こうとしたら、まず国語を知らなかったら絶対解けませんと。初めから数学や英語を勉強しても全く解けません。私はそれを身をもって感じております。」ということがありましたので、あ、本当だ、こりゃわが身を得たりという思いがしてこのたび国語教育の大切さというものについて質問をした次第であります。

それで今現在、国語の教科書というのは、何か私見たことがないですけど、薄い本で絵がいっぱい書いてあって言葉はなんぼも無いそうですね。それを1年間かけて学校の生徒に教えてるんだそうですよ。そんなことで、日本人が日本語が勉強できるのでしょうか。英語や数学は大切ですよ、だけど自国の生まれ育った日本の言葉をまず覚えて、その上にたって勉強していくべきだと思うし、その藤原さんの言葉をもう一つ借りれば、自分は大学の教授として向こうでも教えたけれど、英語なんてなんぼ勉強しても役に立たなかったと、それは国語が全てだったということをやまあ極端かも知らんけども言っておられた。ことほど然様でありますので、私はね、この国語の絵本みたいなのを1年かけて教えるようなそういうことで困るし、以前にも私は質問したことがあります。教科書の選定は、教育委員会の所管です。それで以前にも質問したように、歴史教科書も含めてこの問題は十分な配慮をしていただきたいということを特にお願いというか申し上げたい。そのことに改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 二宮議員さんの再質問にお答えしたいと思います。再質問の順のお答えしたいと思います。最初に芝、学校の芝のことです。現在、具体的な案は持ってありませんが、おっしゃる通り子どもからみて芝はどういうものかなというような、こういったことを含めて、次回の校長会にですね、ちょっと少しそのあたりの辺だして、校長先生方と意見交換をしてみたいとこういう具合に考えております。

2つ目の日本語を含めた国語の授業ということですが、小学校、中学校とも月曜日から金曜日まで週5日間学校に出ているわけですが、小学校の1、2年生は国語の時間は8時間設けておりますので、5日間のうち8時間ですから、2時間ある日が3日間ある、うち一つは書写と言いますか、書道をしておるわけですね。で、その中を通して、薄いという表現でございましたが、子どもたちが非常に関心、興味を持つ、そ

ういう視点で教科書を選定したと思っておりますし、読み物もだいたい後の方についていたりしております。そういったようなことで、国語教育の充実もしながら、一方では国語、もう少し広く捉えて読書ってというようなことでいくと、例えば大山西小学校なんかでは多くに学校もそうなんですが、読書のボランティアとか、読み聞かせのボランティアというようなことで、外部の人が学校に来ていただいて、朝とか休憩時間とか放課後とか、こういった読み聞かせというか、そういう活動を学校によっていろんな形態は違うんですが、活字に親しむとか、あるいはそういう言語活動を広げていくというような活動をしております。議員さんおっしゃったとおり、国語が全てといたしますか、全ての基礎になっている。読んで相手のことをしっかり聞く、問題をしっかり読んで正確に理解するというのは、学校教育の中の一番の根幹でありますので、これからもそういう辺りに力を入れて頑張っていきたいと、小学校によってはそういうところを本年度の研究テーマにして頑張っている小学校もありますので、また力を入れていきたいと、こういう具合に思っております。以上です。

○議員（15番 二宮淳一君） 終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 5時までには時間はありますが、質問者の希望時間よりは、短くて、次の質問者のことを考えまして、後日に回します。傍聴者の皆さま方、午後からですが、長い時間傍聴いただきましてありがとうございました。本日はここで日程を終了させていただきたいと思えます。明日21日の金曜日に会議を開きます。引き続き一般質問を行います。午前9時30分までに集合してください。これで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時48分 散会

